

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

ただいまから平成20年第4回横手市議会6月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番菅原恵悦議員、9番佐藤徳雄議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から横手市土地開発公社外8法人のそれぞれの平成19年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付しております。また監査委員から定期監査報告書並びに例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

所信を述べさせていただく前に、このたびの不祥事に関しまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。既にご報告しているところではありますが、4月21日付で市税滞納者へ送付した文書に、問い合わせ先の電話番号を誤って記載し、その電話番号となっているご家庭を初めとして、関係する方々に大変なご迷惑をおかけいたしました。直ちに納税課職員がお宅に伺い電話に対応するとともに、私も訪問しておわびしました。初歩的なミスであり、全く弁解の余地はございません。これについては

5月15日付で、管理監督の立場にあった責任者1名を口頭による嚴重注意処分といたしました。

また、5月6日には教育委員会職員が酒気帯び運転で検挙され、教育委員会において同職員を停職6カ月の懲戒処分、管理監督の立場にあった責任者のうち2名を訓告処分、そして1名を口頭による嚴重注意処分といたしました。

そして、5月8日には、平鹿地域局職員がゆとり館へ不法侵入した上、公金を不正使用していたことが発覚し逮捕されました。これについては5月15日付で同職員を懲戒免職処分とし、管理監督の立場にあった責任者のうち1名を減給処分、1名を訓告処分、そして1名を口頭による嚴重注意処分といたしました。

毎年、同様の不祥事を繰り返し、市民の皆様にはおわびのしようもなく、まことに恥ずかしい限りですが、今後は再発防止に向けてチェック体制を嚴重にするとともに、最も基本となる職員教育を強化し、信頼の回復に努めてまいります。

平成20年6月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、横手市の豊かな発酵文化を再認識し、その継承と発展を目的に、全国発酵食品サミット in 横手を3月29日と30日の2日間、秋田ふるさと村で開催いたしました。

全国初の試みでもある本サミットでは、発酵分野の第一人者が一堂に会し、講演会やパネルディスカッションを初め発酵食品物産展、交流会、酒蔵見学会等を行い、開催期間中は市内、県内はもとより、北海道から九州まで全国各地から1万5,000人の来場者があり、2日間とも大盛況となりました。本サミットの開催を起爆剤として、全国に向け関係企業、関係機関などとのネットワークづくりを促進するとともに、横手の伝統ある発酵文化のさらなる醸成、浸透を図りながら、本市が標榜している「食と農」を基点としたまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、先の3月議会定例会において、民間企業でいうところの社是、社訓に当たる横手市行政経営理念を、「私たちは、幸せな地域社会の実現を目指し、市民と手を携えて地域価値の創造に挑戦し続けます」としたことをご報告いたしました。そして、この理念に基づき、具体的な活動につなげていくための職員の行動指針について、職員みずからによる策定作業を行い議論した結果、日常の業務の進め方を振り返り、さらなる前進に向けた取り組みを意識するよう、次のとおり決めました。

それは、「お、も、い、や、り」。

「お」は、お役所仕事と言われていませんか。

「も」は、もっと工夫できませんか。

「い」、いろんな声を反映していますか。

「や」、やる気を持って取り組んでいますか。

「り」、理想の職場を目指していますか。

行政改革、私が変わればまちが変わる、というものであります。

現在、各庁舎及び事務所への掲示はもちろん、メールや名刺にも記載し、常に身近な場所で確認することにより、市職員の行動のあるべき姿として意識浸透に努めるとともに、職員の資質の向上に向けた取り組みに活用してまいります。

市町村合併後3年目を迎えようとする中、財政難や少子高齢化などを背景とした課題が山積しておりますが、職員が一丸となって地域の資源を十分活用し、市民の皆様との協働をさらに進めながら市政を経営してまいります。

2つ目の、新たな施策等への取り組みについてであります。

(1)企業誘致推進会議についてであります。

今年度、地域における雇用創出を強力に推進するため、産業経済部に新たに企業誘致室を設置いたしました。

誘致活動を円滑に進めるためには、企業のさまざまな要望や問い合わせに、庁内関係課の連携により素早く対応することが必要であり、5月13日に経営企画課、都市計画課、水道配水課など、庁内18課による企業誘致推進会議を立ち上げたところであります。会議には、国土利用法の届け出、環境対策等に対応する総合調整部会、道路、上下水道、工業用水等に対応するインフラ整備部会、農地転用、開発行為等に対応する土地開発部会の3部会を設置し、迅速かつ戦略的に活動を進め、企業誘致を成功させたいと考えております。

(2)の乳児保育料支援金制度の創設についてであります。

県議会2月定例会において、県のすこやか子育て支援事業が見直され、子育て支援が喫緊の課題となっている中、ゼロ歳児の保護者に月額1万円を支給する乳児養育支援金制度が廃止となり、まことに残念な結果となりました。当市では、速やかにこれにかわる支援を実施することとし、保育所に入所しているゼロ歳児の保護者に月額5,000円を支給する乳児保育料支援金制度を創設いたしました。今後も少子化対策については市民のニーズの把握に努め、真に必要なサービスを見きわめ、実施したいと考えております。

(3)の雄物川温泉保健施設えがおの丘の利活用についてであります。

雄物川温泉保健施設えがおの丘は、健康増進を目的として開設され、これまでさまざまなサービスを提供してまいりましたが、利用者は年々減少しております。この対策として、施設の機能を十分に生かし、当初の目的に沿った利用を促進するため、福祉環境部及び雄物川地域局の関係課で、えがおの丘利活用推進プロジェクトを進めることとしました。

今年度はモデル事業として温水プールを活用し、高齢者の腰痛・膝痛を緩和する健康増進事業や、子育て支援事業を予定しており、幅広い年齢層を対象とする健康づくりの場として、利活用を進めてまいります。

(4)の水洗化促進キャンペーンの実施についてであります。

4月1日現在、当市における生活排水処理施設の普及率は、公共下水道が43%、農業集落排水施設が8%、そして浄化槽が14%で、全市民の65%が利用可能となっております。7月には利用率向上を図るため、水洗化促進キャンペーンを開始し、この一環として融資あっせん制度の適用拡大や、高齢者を対象とする使用料の減免などを実施してまいります。これにより公共下水道の平成19年度末現在の水洗化率58%が、平成23年度末には70%になるよう取り組んでまいります。

また、将来にわたり持続的にサービスを提供していくためには、経営の安定化が最も重要ですので、水洗化率の向上と有収率を改善し、また使用料の統一化についても検討してまいります。

(5)の病院事業についてであります。

市立横手病院については、市民のための優しい病院づくりを目指して増改築事業を進めており、今秋の工事発注に向けて実施設計に取り組んでおります。

また、市立大森病院については、市民の健康づくりと病院経営の健全化を推進するため、健診センター設置について検討してまいりました。最近では予防医療が重視されており、今年度は医師を3名増員するなど、健診実施のための体制も整いましたので、来年度建設に向けて準備を進めてまいります。

(6)の横手市立小中学校統合計画についてであります。

学校統合については、大森地区の保護者及び地域の皆様のご理解により、大森小学校、白山小学校、川西小学校を統合することとし、平成21年4月の開校に向けて、現在、大森小学校の教室棟の増築工事及び体育館の改築工事を進めております。

また、十文字中学校と十文字西中学校の統合につきましては、平成22年4月の開校を目指し、昨年度からPTAや地域への説明会を開催して、ご理解をいただいているところであります。今年度は開校に向けた説明会を行いながら、校舎増改築工事並びに大規模改修の設計に着手してまいります。今後も、子供たちの教育環境の改善を図るため、雄物川・大森・大雄の3中学校の統合や、鳳・横手西・金沢の3中学校の統合など、計画に基づき順次進めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、補助申請を含む十文字中学校の増改築工事等に係る諸準備のため、今議会へ学校設置条例の一部改正をお願いしております。

(7)のわか杉カップ横手大会の開催についてであります。

昨年の秋田わか杉国体並びに秋田わか杉大会では、市民ボランティアを初め、多くの大会関係者のご協力により、地域が一体となって盛り上がり、成功裏に終えることができました。昨年の貴重な経験を生かし、市民のスポーツへの関心をさらに高めるため、7月11日から3日間にわたり、雄物川体育館を会場として、全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会わか杉カップ横手大会を開催することといたしました。

出場校は、春の全国高校バレーボール大会、インターハイ、国体などに出場している高校及び選抜チームのうち、全国各ブロックから選考された7チームと、雄物川高校の計8チームとなります。全国の

強豪チームによるプレーを観戦、応援することで多くの感動が生まれ、市民のバレーボールの競技力向上が期待できます。高校男子バスケットボールの能代カップのように、地域に根差した大会になるよう取り組んでまいりますので、関係各位のご支援をよろしくお願いいたします。

3番目の平成20年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)の道路特定財源に関する対応についてであります。

道路特定財源に関する対応については、4月30日に租税特別措置法改正案などの歳入・税制関連法案、そして5月13日に道路整備費財源特例法案が衆議院で再可決されたことにより、当市で一部予算の執行を保留しておりました地方道路臨時交付金事業については、保留を解除いたしました。

また、地方道路譲与税、自動車取得税交付金については、自治体が減収の影響を受けないような特例措置を講ずるよう、関係機関を通じて要望してまいります。

(2)の秋田県立衛生看護学院の新築移転についてであります。

平成8年から、地元学生の就学先の確保と、医療・保健・福祉サービスの充実等を目的に、誘致活動に取り組んでまいりました県立衛生看護学院が、当市に新築移転されました。4月10日には、当市で初めての入学式、また5月24日には、新築移転披露式及び衛生看護学院の創立50周年記念式典が挙行され、現在147名の学院生が勉学に励んでおります。

これに先立って、学院生が快適な環境の中で地域との交流を持ちながら学業に専念できるよう、本年2月、支援策の具体的検討を行う看護学院生と交流を深める会を組織いたしました。この会の構成メンバーは、医療団体や商工団体など当市を含む11団体から成り、5月に開催された第2回の会合では、市内巡回バスツアーの実施、地区会議を介しての地元との交流、飲食店等の学割導入など、具体的な支援策について検討を行っております。

今後も、関係団体と連携を図りながら、積極的に学院及び学院生を支援し、より多くの学生が志望する学院となるよう、また卒業生が地元に着定できるよう努めてまいりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

(3)の生活バス路線についてであります。

生活バス路線である上畑線、睦合線及び樋の口・植田線の全線と大森線の一部区間が、本年9月をもって廃止されることになり、その後の対策について地域のご意見を伺いながら、横手市地域公共交通会議において検討をしてまいりました。その結果、上畑線、睦合線はバス車両により週3日、大森線はタクシー車両により、週2日の定期的な代替運行を行い、樋の口・植田線については、平鹿地域局で運行しているふれあいバスの経路を拡大する方針で決定いたしました。これにより、10月からの実施に向け諸準備を進めてまいります。

なお、上畑線、睦合線及び大森線の代替運行については、今年度は試験運行とし、平成21年度から本格運行するというところで検討しております。また、乗り合いタクシー湯沢・沼館線については、6カ月の試験運行期間中に延べ約1,600人の利用がございました。この間、より利便性の高い運行を提供する

ため、利用者の皆様にアンケート調査を実施し、その結果、運行時間を変更して本年4月から本格運行しており、今後もさらに利用の促進に努めてまいります。

(4)の後期高齢者医療制度についてであります。

これまで周知に努めてまいりました後期高齢者医療制度が、いよいよ開始され、4月1日現在、当市の被保険者数は1万7,144人で、うち65歳以上の障がい認定者は460人となっております。

保険証は、4月10日まで対象となる方全員にお届けし、4月中旬までに860件ほどのお問い合わせをいただきました。この中には、年金天引きについての不満や保険証の印字が小さいなどの苦情もございましたが、特に大きな混乱はありませんでした。今後も、引き続き高齢者の皆様にご理解いただくよう周知に努めてまいります。

(5)の国民健康保険についてであります。

国民健康保険制度については、後期高齢者医療制度の開始によりその仕組みが大きく変わり、加入者も28%減少し、4月1日現在における当市の国保加入者は3万584人となっております。財政面では、新たに後期高齢者医療支援金が設けられるとともに、65歳から74歳までの前期高齢者の保険給付費を、加入率に応じて調整する財政調整制度が導入されました。

また、国民健康保険税では、課税区分に賦課限度額を12万円とする後期高齢者支援金分が新たに設けられ、介護分を除いた賦課限度額の総額は、56万円から59万円に変更されました。合併時の調整で、国民健康保険税については3年間不均一課税にするとしておりましたが、制度の大幅な改正に伴い、最終年度となる今年度は課税を統一せざるを得ない状況となりましたので、税率を均一とする条例改正を提案しております。

税率改定の概要であります。新たな課税区分による今年度の国民健康保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分の合算で、1人当たり平均7万4,356円になると試算され、昨年度に比較して1万1,766円増加する見込みとなりました。これは、昨年度の単年度収支が1億5,200万円の赤字となって繰越額が減少したこと、及び制度改正に伴う影響額が大きな要因となっております。今年度は、急激な負担増を緩和するため、国保の財政調整基金から1億円を繰り入れ、1人当たりの税額を平均6万9,337円といたしました。

なお、介護納付金分については納付金が昨年度より減額となったことから、1人当たり平均2,025円減の1万8,559円といたしました。制度改正の初年度でもあり、不透明な部分もありますが、国保を取り巻く厳しい状況に変わりはなく、今後も国保財政の安定的な運営に努力をしてまいります。

(6)の特定健診・特定保健指導についてであります。

医療制度改正により、今年度から実施しております特定健康診査、後期高齢者健康診査は、5月8日から各種がん検診とあわせて行われております。本年1月には、全世帯を対象とした健診対象者調べを実施し、受診希望者の把握に努めており、これまでの基本健診との違いや制度改正について市報で周知するとともに、希望者には個別に通知するなど啓発を図っております。健診結果により、メタボリック

シンドロームのリスクに応じて、動機づけ支援及び積極的支援が必要となった対象者には、集団と個別での保健指導を実施してまいります。

なお、保健指導における運動に関しては、健康の駅、健康増進施設えがおの丘、地域で実施しているウォーキング事業などと連携しながら、運動を習慣づけられるよう支援してまいります。また食生活に関しては、横手市食生活改善推進協議会と連携し、地域ぐるみでの取り組みを推進してまいりたいと考えております。対象者が生活習慣を振り返り、みずから改善に取り組むよう支援し、市民の健康改善に努めてまいります。

(7)のごみ処理統合施設整備推進本部の設置についてであります。

4月15日に、ごみ処理統合施設整備事業の総合的な調整と事業推進のため、庁内にごみ処理統合施設推進本部を設置しました。今年度は、建設用地の選定を主眼とし、処理方式等の検討も進めてまいります。

なお、用地選定については、市内全域を対象に法令等の規制、土地利用状況、インフラの整備状況などを調査し、客観的に比較・検討を進め、候補地を絞り込んでまいります。

また、調査結果や経過については、議員の皆様へ報告するとともにご意見を伺い、今年度中に最終候補地を選定したいと考えております。

(8)の横手地域家庭系可燃ごみの南部環境保全センター搬入についてであります。

平成19年度から実施している新たなごみの分別収集については、これまで大きなトラブルもなく順調に推移しており、この4月からは西部地区でもプラスチックごみの分別収集を開始し、全市において分別ルールが統一されました。

また、昨年8月から、横手栄地区の家庭系可燃ごみを南部環境保全センターに搬入し処理しておりますが、東部環境保全センターの処理量がまだ多いため、処理環境を整えながら、他の地区についても南部環境保全センターで対応してまいりたいと考えております。

なお、統合処理施設が稼働するまでは、既存施設の延命を図ることが必要となりますので、適正な分別と排出抑制等については、一層周知に努めてまいります。

(9)の特別養護老人ホーム4施設における指定管理移行についてであります。

特別養護老人ホーム4施設の指定管理移行の進捗状況についてご報告いたします。

3月28日に、指定管理者となる3法人に対して指定通知書の交付を行い、4月早々に市、法人及び施設担当者による協議を開始し、具体的な事項について調整を進めております。4月25日と26日には、指定管理者となる各法人が利用者と家族への説明会を開催しており、法人の理念、施設運営に対する考え方、そして利用料金を含めたサービス内容などについて説明し、4施設合計で100名ほどの出席をいただいたとのことです。

現在、施設管理や業務内容の確認事項などを定める基本協定と年度協定の締結に向けて作業を進めているところであり、7月の指定管理移行時には円滑に引き継ぎができるように調整してまいります。

なお、今後4年間で職員をすべて帰任させることとしており、一部を職員については7月1日付で人事異動を行う予定です。

(10)の水田経営所得安定対策についてであります。

本年は雪どけも早く、春作業については、水稲、果樹、転作作物等、順調に推移しているところあります。

昨年度スタートした品目横断的経営安定対策は、加入者の拡大に向けて要件が見直され、名称も水田経営所得安定対策に変更されました。これにより、地域水田農業ビジョンに位置づけられた地域の担い手であれば、市町村の判断で加入できることになり、熱意を持って営農に取り組もうとする認定農業者に道が開かれました。当市では、全農家にチラシを配布し、5月8日と9日には対象者に対し説明会を開催するなど、周知を図ってきたところです。

5月20日現在、市の特認を求める加入希望者は42人であり、さらなる掘り起しを図り、今年度の申請期限である6月末に向け、関係機関と協力しながら加入促進に努めているところあります。

加入要件の中には、営農組織の法人化や経理の一元化など難しい事項もありますが、横手市アクションサポートチームを構成している関係機関のご協力をいただき、農家の経営体質強化などの支援に努めてまいります。今後とも各種研修会の開催や情報提供活動、組織づくり活動を実施し、農家の皆様が気軽に相談できるよう対応してまいります。

(11)の道路事業についてであります。

今年度の道路事業は、補助による交付金事業として6路線、市単独によるくらしのみちづくり事業として、21路線を計画しております。

道路特定財源に係る経緯は先ほどもご説明いたしましたが、地方道路整備臨時交付金を活用した緊急地方道路整備事業については、道路整備財源特例法が改正された5月13日までは実施できない状況にありました。例年であれば4月上旬に補助内示を受け、速やかに発注を行うところですが、今年度は5月中旬まで内示されず、事業の開始が約1カ月半遅れることとなりました。市としましては、地域経済への影響をできるだけ少なくするよう、くらしのみちづくり事業の早期発注を行い、8路線の発注を終えるなど、積極的に事業を推進しているところです。

(12)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

横手駅東口第一地区市街地再開発事業については、秋田県知事から市街地再開発組合に対し、本年2月22日に事業計画、4月25日に権利変換計画の認可がなされました。これを受けて5月9日を権利変換期日として、権利者の皆様への家屋移転補償を行い、5月10日には平成19年度繰越事業である第1期建物解体工事に着手しております。

今後、今年度事業分の第2期建物解体工事と家屋移転補償を秋ごろまでに実施し、その後に建築工事に着手することとなります。

(13)の公園整備事業についてであります。

都市公園等統合補助事業につきましては、赤坂総合公園と横手公園において、施設整備と用地買収を進めておりますが、このたび都市公園バリアフリー化緊急支援事業が新設され、今年度から平成24年度までに限り、既存公園の園路、駐車場等をバリアフリー化する改修工事も補助対象となりました。当市の公園には、段差や老朽化等などによりご不便をおかけしている施設もありますので、早速この事業を活用し、だれにも優しい公園を目指して整備を進めたいと考えております。

今年度は、該当する公園の調査設計と浅舞公園の園路改修工事を実施したく、今議会に事業費を組み替える補正予算を計上しております。

(14)の土地区画整理事業についてであります。

三枚橋土地区画整理事業については、平成19年度繰越事業として、駅西線及び第1号区画街路築造工事を発注しております。

なお、現在の換地設計は、平成12年度に地権者の要望を受けて修正したのですが、最近では仮換地予定地を変更してほしいとの申し出が多くあり、さらに駅前再開発事業と関連して、施工中である駅西口広場の平成22年度完成を目指し、換地設計を今年度中に修正することといたしました。

4番目の補正予算についてであります。

今議会にお願いしております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は6億800万円で、補正後の予算総額は478億2,000万円であります。

その主なものを申し上げますと、代替運行事業に1,027万4,000円、地理情報システム構築事業に5,956万7,000円、特別養護老人ホーム特別会計繰出金に、減額の1億5,137万6,000円、特別養護老人ホーム人件費に3億798万7,000円、特用林産物生産施設整備事業に1億3,115万6,000円、十文字中学校統合事業に2,436万5,000円、償還元金・利子に1億258万6,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件1件、専決処分報告案件9件、繰越計算書の報告案件6件、専決処分承認案件10件、条例の制定など条例関係7件、財政取得案件2件、繰入額の変更議案1件、平成20年度一般会計補正予算案など補正議案18件、その他の議案1件の合計55件であります。

なお、今議会開会中に除雪関係車両及び救急自動車の購入による財産取得について、追加提案とさせていただきますと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第5、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、意見を求めようとするものでございます。住所は、横手市山内三又にお住まいの高橋藤悦氏、昭和31年3月2日のお生まれの方でございます。詳細につきましては、経歴等々参考資料を添付してございますので省略させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第6、報告第8号専決処分の報告について報告を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題になりました報告第8号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

内容であります、事故の発生日時は平成19年11月22日の午前5時15分ごろ、発生場所は横手市赤坂字館ノ下地内幹線ふるさと村線上でありまして、被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、横手地域局地域維持課の除雪作業員が、除雪ドーザを後進させる際、後方確認不足と一時停止を怠ったことにより、優先道路を直進してきた被害者の車両に衝突して被害者を負傷させ、車両を破損させたものであります。

損害賠償額は115万1,900円でありまして、過失割合は市が100%であります。なお損額賠償額は全額

保険で対応したものであります。

除雪対策本部開所前の降雪とはいえ、安全運行の徹底を掲げて除雪に取り組むや先の事故となってしまうまで、まことに申しわけなく思っております。おわびを申し上げましてご報告といたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第8号の報告を終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第7、報告第9号専決処分の報告について報告を求めます。平鹿町区長。

○佐藤昌男 平鹿町区長 報告第9号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告も、車両事故に関する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので報告するものでございます。

4ページをお開きください。

事故の発生日時ですが平成20年1月18日午前10時30分ごろでございます。事故の発生場所は横手市平鹿町醍醐字四ッ屋76番地市道醍中線上でございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

事故の概要についてでございますが、本市平鹿地域局地域維持課除雪作業員がバックホウにて除雪作業中、被害者所有の電話線に接触し破損させたものでございます。

損害額は3万4,037円で、過失割合は100対0でございます。

なお、本件は幹線用水路に落ちた雪を、リースしたバックホウで排出作業中の事故でございまして、リースしたバックホウの免責が30万円ということでございますので、全額8款2項6目雪対策費により賠償したものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第9号の報告を終わります。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第8、報告第10号専決処分の報告について報告を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題となりました報告第10号についてご説明申し上げます。

本案も、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

内容であります、事故の発生日時は平成20年2月16日の午前6時ごろ、発生場所は横手市根岸町1番12号先、市道羽黒・根岸線上でありまして、被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、横手地域局地域維持課の除雪作業員が、除雪グレーダーにて除雪作業中、後進の際の安全確認不足によりまして、被害者所有の電柱に衝突して破損させたものであります。

損害賠償額は23万2,182円でありまして、過失割合は市が100%であります。損額賠償額は全額保険で対応したものであります。

事故当日は雪まつり期間中でありまして、観光客の皆さんやその他市民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。おわびを申し上げまして、ご報告といたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第10号の報告を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第9、報告第11号専決処分について報告を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 報告第11号についてご説明申し上げます。

本案も、前と同じで交通事故の損害賠償の額を定めること及び和解に関することにつきまして、専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

事故の発生日時でありますけれども平成20年2月20日、午前9時40分ごろであります。発生場所は十文字町睦合字本城地内、市道宿下今泉線上であります。

事故の相手方は記載のとおりであります。

事故の概要であります、本市建設部道路河川課職員が十字路交差点で、優先道路を直進するため交差点へ進入する際、左側より一時停止後に直進してまいりました相手方車両と衝突し、破損させたものであります。

損害賠償額は3万7,190円であります。過失割合ですが本市が15%、相手方が85%であります。賠償額としましては保険で対応いたしております。

以上、報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第11号の報告を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第10、報告第12号専決処分の報告について報告を求めます。山内区長。

○大和正治郎 山内区長 ただいま議題となりました報告第12号についてご説明いたします。

本案も同じように、地方自治法の規定によりまして、車両事故の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

10ページをお願いします。

事故の発生日時は平成20年3月11日、午前1時15分ごろ、場所は横手市山内筏字植田表地内の市道小野沢田線上であります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります。山内地域局地域維持課除雪作業員が、市の公用車を市道上で停車後、降車するためにドアをあけた際、後方から進行してきた被害者の車両と接触し、破損させたものであります。

損害額は11万8,994円であります。事故における過失割合は市が90%、相手が10%であります。損害賠償額につきましては全額保険金で対応するものであります。

本案も、安全確認不足による全く不注意の事故でありまして、おわびを申し上げまして説明を終わります。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第12号の報告を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第11、報告第13号専決処分の報告について報告を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 報告第13号についてご説明申し上げます。

これにつきましては、法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

12ページをお開き願います。

事故の発生日時であります。平成20年3月16日、午前4時ころであります。発生場所は平鹿町醍醐字山館堂ケ沢12番地45先の市道大屋寺内亀田1号線上であります。

被害者につきましては記載のとおりであります。

事故の概要でありますけれども、市道大屋寺内亀田1号線上のわきに設置されております、これはスノーポールのごとであります。スノーポールが道路側へ傾斜していたため、被害者の車両助手席側のドアミラーに接触させまして損傷させたものであります。

損害賠償額としましては2万8,056円であります。過失割合は、道路管理上不適切であるということ

で管理者責任が問われまして、市が100%の過失ということになっております。なお損害賠償につきましては保険で対応いたしております。

以上で、報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 今の専決処分の内容についてであります。ちょっと場所がよくわかりませんので、どういう状況か判断できませんけれども、ポールが3月ごろの雪解けごろになりますと、よく道路側に傾斜しているところはたくさんあるわけです。私たちも気をつけながらやっておるわけですが、過失割合でいけば市が100%だ、管理者責任が問われたということでもありますけれども、もう少し現状を詳しく教えていただきたいということと、そういう傾斜するポール対策について、どのようになされているのか教えてください。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 後ほど、場所は違いますがもう一件同様の報告がございます。ということで、今冬の3月雪解け間際になりまして、2件のスノーポールにかかわる事故が発生をいたしております。ということで原因も若干分析をいたしました。今冬につきましては雪消えがすごく急であったというようなこと、雪も結構あったわけですが、3月に暖かい日が続かまして、雪解け、雪消えが想像以上に早かったということで、言ってみれば雪崩現象みたいなものが結構あちらこちらであったようであります。それは自然現象ですので、それに対して、我々道路を管理するものとしては適切な対応をするのは当然でありますけれども、そこら辺、若干甘さがあったというのは反省として持っております。

今後につきましては、道路パトロールをより頻度を高めまして、3月の半ばでありますので、一たん除雪作業も一段落するわけですので、道路パトロールにつきましては徹底をしたいというふうに考えております。

それから、過失割合の件であります。これは保険会社、いわゆる我々が加入しております保険会社の見解として、道路管理者が当然管理すべきことを怠っていたという判断を、保険金を支払う保険会社がそういう見解でありましたので、確かに議員さんおっしゃられるとおり、心情的には100対0ではないのではないかというような思いもないわけではないですが、厳密に全国では道路管理者責任は問われていると、そういう事例があるようでありまして、保険会社から出た100対0という過失割合でありましたので、それに従ったというのが現状であります。

今後につきましては、繰り返しになりますが道路パトロールを強化して、こういう事故が二度とないように対応してまいりたいと考えています。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第12、報告第14号専決処分の報告について報告を求めます。十文字町区長。

○田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました報告第14号についてご説明いたします。

本件も、自動車事故の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

内容でございますが、14ページでございますように、去る3月21日、午後1時40分ごろ、十文字地域局の文書配達員が文書の配達を終え、地域局へ帰るため公用車を運転しておりまして、横手市十文字町上鍋倉地内の交差点を直進したところ、左から直進しようと交差点に入ってきた軽トラックと衝突したものであります。双方ともにけがはなく、お互いの車が損傷したものであります。被害者については記載のとおりでございます。

損害賠償額は13万8,920円、過失割合は双方50%、賠償額につきましては全額保険で対応するものでございます。職員による交通事故が多く、おわびを申し上げます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第13、報告第15号専決処分の報告について報告を求めます。雄物川町区長。

○佐藤博高 雄物川町区長 ただいま議題となりました報告第15号専決処分の報告についてご説明いたします。

車両事故による損害賠償額を定めたこと及び和解に関することについて、専決処分いたしましたのでこれをご報告するものであります。

16ページをお願いいたします。

平成19年11月22日、午前4時ごろ、雄物川町沼館字下川原地内におきまして発生しました車両事故について、損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は記載のとおりであります。

事故の概要は、地域局の除雪作業員が除雪作業中、水路にかかっている橋の取り付け部分に接触し破壊、そのコンクリート塊が被害者所有の田植え機に接触し破損させたものでございます。

損害賠償額は20万7,600円でございます。過失割合が、市が100対0でございます。

なお、損害賠償額については全額保険で補てんされる予定となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第15号の報告を終わります。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第14、報告第16号専決処分の報告について報告を求めます。横手区長。

○伊藤喜代美 横手区自治区長 ただいま議題になりました報告第16号についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの報告第13号と同様、損傷事故による損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

事故の発生日時は平成20年3月4日の午前8時35分ごろ、発生場所は横手市睦成字城付地内、市道観光城山1号線、ちょうど熊ノ堂沼の横のあたりであります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要は、市道観光城山1号線上の道路わきに設置されておりますスノーポールが道路側に傾斜していたために、被害者の車両助手席ドアミラーに接触して損傷させたものであります。

損害賠償額は3万2,025円でありまして、過失割合は市が100%であります。

損額賠償額は全額保険で対応するものであります。

市道の安全管理が不徹底、不十分でありましたことをおわび申し上げまして、報告といたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 交通事故、車両の事故は、市の保有台数の比率からしますとそんなに多いわけではないのですが、議会に対する件数は今回も十数件ということで、年間を通じますと相当の数に上るわけでございます。しかも、内容は決定的に避けがたい事故というよりも、やはり運転者の不注意だとか、そういうふうなものが非常に多いようであります。特に人身事故なんかを伴う事故は、いろいろな面で大変なわけでございます。議会に対する報告は、こういう内容で専決処分をしたので報告しますと。これで議会が了承すればいいわけでございますが、しかし議会のたびごとに事故防止のための対策ということが再三要求されてきたわけでございますが、具体的にどういうふうなことをしているのか、そしてまたその対策を行ったことによって、運転手の意識や、あるいは事故の発生状況に変化があるのかどうか、そこら辺についてお伺ひいたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まことに事故件数が多くて申しわけなく思っております。

まず、全体的な件数についてお知らせしたいと思います。まず平成17年、合併前と合併後を合せまして全体で48件、8市町村でありました。それで平成18年は32件、そして平成19年が、多くなりまして51

件の交通事故がありました。特に平成18年は暖冬のせいもあってなのか、除雪に関する事故が少なかったように、その影響なのかなと思っていますところであります。

それで、毎回これに対する対策等についてお答え申し上げておるわけなんですけど、今回は8地域局に公用車の交通事故対策委員会を設置いたしまして、本庁と合せて9対策委員会を設けております。そしてその中で全体の会議を開くこととともに、各地域局単位での委員会ごとの対策を推し進めるということで、庁内の意思統一を図っております。

それから、前と違っておりますのは、事故が起きるたびに、こういう関係で、うっかりミスで、後方確認不足でというふうに、具体的な事故の内容を掲示板に掲載しまして、事故防止に努めてくださいということで、職員の意識高揚を図っております。

以上、まだまだ足りないわけなんですけど、これ以上事故が多くならないような対策を考えながら推し進めたいと、そう思っております。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） この伸縮式の誘導標というのは市の道路に何カ所ぐらいあるものですか、そしてそれがどのぐらい傾くと車に触るといふか、カーブミラーが壊れるほどというのと相当傾くんだと思えますけれども、その傾き方がどの程度になっているのですか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 先ほどの報告第13号並びに第16号でありますけど、場所は、第13号につきましてはフルーツラインでありました。また今の第16号につきましてはみずほの里ロードということで、山沿いを通っている市道上で事故が起きています。そのスノーポールが全体で何路線で何百本あるのか、何千本あるのかというのは、ちょっと把握はいたしておりませんが、いずれ今回の2件は山沿いの市道上で発生しておりまして、ただ考えますに、その車両だけが通ったわけじゃなくて、その前に何十台、何百台という車が通っているわけですので、できますれば、こうなっていましたよというような連絡をいただければ大変ありがたかったなというように思いますし、また被害に遭われた方も、多少なりとも気をつけていただければというような思いもないわけではないところであります。

いずれにしても、道路管理者の責任が100%であるというふうになっておるようですので、今後につきましては、先ほども申し上げましたがパトロールを強化して、特に今回の事故が発生した、あるいはまだまだ山沿いにあります市道がたくさんありますので、雪消え時にはパトロールを強化して、二度とないように対応をしまいたいと考えています。よろしくどうかお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） わかりました。そうすると、どのくらい傾いていて、そのくらい傾くと、これ危ないなという確認はしていないということですか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 除雪作業に圧倒的なエネルギーを投入しているわけですので、結果から申し上げますと、そういう傾いていたスノーポールを見逃したということは事実としてありますので、そういう指摘は甘んじて受けなければならないかなと思います。今後はパトロールを強化して、適切に対応したいということをお願いをしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第16号の報告を終わります。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第15、報告第17号平成19年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第17号平成19年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、一般会計におきまして、平成19年度から平成20年度の大森小学校統合事業に関する継続事業につきまして、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきまして本議会に報告するものでございます。

内容については20ページのほうをお願い申し上げます。

10款2項大森小学校統合事業で、平成19年度事業費8,404万4,000円のうち8,041万3,000円を、平成20年度に繰り越して執行するために通次繰越をしております。これは大森小学校校舎増築事業におきまして、増築する普通教室や改築する体育館の配置などの決定までに日数を要したために、繰り越しとなったものでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第17号の報告を終わります。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第16、報告第18号平成19年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第18号平成19年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書でなくて、差しかえのペーパーをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本報告は、一般会計におきまして、平成19年度から平成20年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたために、先の3月議会などで議決をいただきました繰越明許費について、その計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきましてご報告するものでございます。

内容でございますが、2款1項ネットワーク事業では4億3,295万6,000円を繰り越してございます。これは地方再生モデルプロジェクト事業として採択となった、雄物川の西、大森・雄物川地域を対象とした光ファイバー敷設による情報基盤整備事業であります。光ファイバーを敷設する電柱等の一部に強度不足があったほか、電柱管理者への強化承認に日数を要したための繰り越しとなったものでございます。

それから、4款3項の大雄上水道事業繰越金では350万円を繰り越してございます。これは大雄地区の水道施設統合事業について、一部区間の工事に道路改良工事との調整が必要となったために、平成20年度に繰り越しとなったものでございます。

次に、6款1項の県営経営体育成基盤整備事業では2,510万円を繰り越してございます。これは県が実施しております雄物川地域の沼館・貝塚地区基盤整備事業で、一部事業が繰り越しとなったために負担金について繰り越したものでございます。

同じく、2項の特用林産物生産施設整備事業では5億831万7,000円を繰り越しております。これは農山村活性化プロジェクト支援交付金を活用して、市内の3法人が整備しておりますきのこ生産施設整備事業に対しまして補助金を交付する事業でございますが、農地転用手続などに日数を要したために、繰り越しをしようとするものでございます。

次に、8款2項のくらしのみちづくり事業で29万2,000円を繰り越してございます。これは大森八沢木地内の全知鳥蓋線改良工事について、用地の登記に日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、地方道路整備臨時交付金事業で3,150万円を繰り越しております。これは糸里跡般若寺線道路改良工事について、用地交渉などに不測の日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、4目の城址内町地区街路事業で1億670万円を繰り越しております。これは中の橋橋梁工事について、強化しているNTTの通信ケーブル移設について、NTTとの協議に日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、統合公園整備事業では5,960万円を繰り越しております。横手地域の赤坂総合公園の整備事業で、関係機関との協議に日数を要したために、年度内の完成が困難となり繰り越したものでございます。

同じく、横手駅前活性化対策事業で6億34万円を繰り越しております。これは事業施行者であります横手駅東口第1地区市街地再開発組合において、事業計画の調整に日数を要したために繰り越したものでございます。

次に10款でございますが、2項大森小学校統合事業では4億4,621万8,000円を繰り越してございます。

大森小学校の体育館の改築事業について、用地取得や配置計画などに日数を要したことから繰り越したものでございます。

同じく、小学校大規模改造事業では1,062万4,000円を繰り越しております。これは境町小学校体育館、金沢小学校体育館の耐震補強工事について、耐震補強資材の調達など日数を要したために繰り越したものでございます。

同じく、中学校大規模改造事業では468万6,000円を繰り越しております。これは横手西中学校体育館耐震補強工事について、同じく資材の調達などに日数を要したために繰り越したものでございます。

次に、11款1項林業施設災害復旧事業では3,616万3,000円を繰り越しております。これは平成19年度に豪雨により災害認定を受けました林道三森山線外14カ所の災害復旧工事について、早期の降雪等により施工が困難となったために繰り越したものでございます。

同じく、2項では道路災害復旧事業で560万円を繰り越しております。これは平成19年度中に豪雨による災害認定を受けました竹ノ子沢線外2カ所の災害復旧工事について、同じく降雪等により施工が困難となったために繰り越したものでございます。

同じく、河川の災害復旧事業でございます。310万円を繰り越しております。これも災害用認定を受けた吉ヶ沢河川災害復旧工事について、同じ理由により繰り越したものでございます。

以上15件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。25番石山議員。

○25番(石山米男議員) 1つだけ聞かせてください。実はきのご関係の事業費、大分繰り越しになりますけれども、地元関係の事業の関係で若干遅れたということではありますが、今、原材料費が大分高騰しているときであります。したがってこの工期の遅れによって持ち出しになる部分、いわゆる高騰された部分にとって、国が泣くのか、県がなくのか、あるいは業者が泣くのか、それとも負担される事業主体の皆さんが泣くのか、それともみんなまけてくれるのか、その辺についてお知らせください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 最近、鉄骨の高騰等いろいろ話題がございますが、事業主体であります3事業所から当初の計画を変更するという情報も得ておりませんし、計画どおりに進んでおるものと認識してございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第18号の報告を終わります。

◎報告第19号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第17、報告第19号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計

算書の報告について報告を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 報告第19号についてご説明申し上げます。

本案は、平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書ということで、繰越計算書を調製いたしましたので報告をするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

20年度へ繰り越す事業であります。通常の補助事業外3事業について繰り越すものでございます。繰越額については記載のとおりでありますけれども、すべて工事請負費を繰り越したものであります。その理由であります。土地区画整理事業地内における移転補償に相当の日数を要したため、予定しておりました工事に着手できなかつた、残ったという部分ということであります。ということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第19号の報告を終わります。

◎報告第20号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第18、報告第20号平成19年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 この件についても、差しかえの議案書が出ておりますので、そちらをご覧くださいと思います。ただいま議題となりました報告第20号平成19年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本報告は、先の3月議会で議決いただきました繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

その内容でございますが、26ページをご覧くださいと思います。

2款1項公共下水道事業費、公共水道事業で1億1,130万円、同じく流域下水道事業で1,595万円を、両事業とも年度内完成が見込めなかつたため、平成20年度に繰り越したものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第20号の報告を終わります。

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第19、報告第21号平成19年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました報告第21号平成19年度横手市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、平成19年度の予算の繰り越しにつきまして、計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

その内容は、28ページをご覧くださいと思います。

市立横手病院増改築事業設計につきまして、設計の協議に日数を要しましたことから、年度内に完成が見込めなかったために、平成20年度に繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 横手病院の増改築については、既に確認されておるところでありますけれども、いささか私は設計内容などを見まして、設計といっても正式の設計ではないと思いますが、内容を見まして大変心配をいたしております。今後の横手病院の経営に支障を来さなければいいなという心配を抱いておるものでありまして、そこで今回の繰り越しの理由が、設計の協議に不測の日数を要したということでありませけれども、もう少し具体的に、私が心配しているようなことと全然関係なければいいですけれども、そこら辺、少し具体的に教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 今回の設計につきましては、12月議会で補正予算を計上させていただきました。2月21日に契約をしてございます。その段階で大体の平面計画を想定しながらやっておったわけですが、実際の設計に当たりまして、例えば旧病棟、旧病院をどう使うのかという部分の関係、その部分の使い方を含めていろいろと設計、平面計画をしていくわけですが、その中でいろいろと協議しながら、病院側の意見も出しながら進めてきたということがございまして、設計上の日数を要したということでございます。そのほかにも、当初病床数を10%ほど削減しようということを進めてきておりましたけれども、果たしてそれでいいのかということもございまして、その辺を再検討しながら、今、設計を進めているというところでございます。

大まかには、先週の段階で大体のところの平面計画が出てきたというところでございまして、またこの後、細かい設計に入るといふところの状況になっております。経営に影響を与えないようにというご心配でございました。もちろん経営に影響を与えないような事業にしたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 実は12月議会でしたか、もう少し後でしたか、増築する場所の図面が出まし

て私どもも驚いたわけです。要するに今の前の駐車場の場所に増築するということでして、これはいかなものかなと率直に思いました。景観上も余りよくないと思いますし、今の表玄関のほうの駐車場がどうなるのか、逆に利用者が非常に不便を来すんじゃないかなというふうな感じもしたわけです。そういう面での設計協議がいろいろあったのかなというふうに思いましたけれども、その辺はどのようなものでしょうか。

○田中敏雄 議長 横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいまのようなご心配につきましては、設計の協議の中では特段難航したということではございませんです。この前、3月議会に配置計画を出してございますけれども、現在は前の駐車場の部分に増築したいということでございます。建設しております健診センター棟、あるいはMR I棟を介在してその機能を現在の病棟の中に持ってくるというふうな計画を立てておるわけです。これによりまして、今の駐車場部分に関しては駐車場が約40台程度減少するのではないかなというふうに見込んでおります。しかしながら、第2駐車場、第3駐車場ということで、横手公園側のほうに駐車場を持っておりますので、こちらを活用しながら、あるいは一部近辺に職員駐車場として使っている部分もございますので、こちらを使いながら、患者様にご不便をかけないようにまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第21号の報告を終わります。

◎報告第22号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第20、報告第22号平成19年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました報告第22号平成19年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費の大雄地域高度浄水施設整備事業において、配水管埋設位置について道路管理者との協議に不測の日数を要したため、平成19年度内に完成が見込めなかったことから、1,070万円を平成20年度へ繰り越したものでございます。

事業の内容でございますけれども、送水管径200ミリのものを245メートル埋設するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第22号の報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第21、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって承認第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました承認第2号についてご説明申し上げます。

33ページをご覧くださいと思います。

本案の改正内容であります。平成19年10月1日から平成20年3月31日までの期限を定めて、横手職員の早期退職制度を定めております。早期退職制度の施行に伴いまして、退職金は現在総合事務組合で共同処理しておりますけれども、その計算の関係で一部条例を改正する必要が生じたために、専決処分をしたものであります。

内容といたしましては、早期退職が決定した職員の退職金計算にかかわる給料表を、一般職の職員の給与に関する条例の附則で期限を定めようとするものであります。

なお、本来であれば議会に議案として提案してご審議いただき、ご決定をいただくものでありましたが、早期退職制度につきまして総合事務組合と話し合いを進め、総合事務組合の条例も決めていただきまして事務を進めてまいりました。条例改正をしなくても大丈夫ということで進めてまいりましたが、平成20年3月議会の最終日の2日前に、総合事務組合の事務局長さんがおいでになりまして、このままでは早期退職者に退職金が計算どおりには支給できないというふうな話でまいりまして、それまで事務的にはずっと進めておりましたので、内容をいろいろ調べました。調べて県ともいろいろ協議しながら進めてきましたけれども、最終的に市町村課も含めて改正が必要だということになりまして、3月25日の日に専決処分をし、早期退職が決まっておりました職員への退職金の支払いに支障ないようにしたものであります。結果的に、詰めが甘かったと言われてもしょうがない事態になりましたことをおわび申し上げます。

具体的な表の関係であります。36ページをご覧くださいと思います。

行政職の給料表のところではありますが、本則の中にあります給料表は、数字が入っている列の右から3つ目のところ、そこが4級のところではありますが、ここが本則の中では下から3つ目の39万1,200円までではありますが、2つの号給を加えようとするものであります。それから、その隣の5級のところは85号の40万3,700円がもうそのところではありますが、その下に94号まで号給を加えようとするものであります。それから6級の部分につきましては、本則では77号の42万5,900円のところではありますが、その下に2つの号給を加えようとするものであります。

今回は必要な部分の数字を調整して加えておりますので、これ以外には保健看護職の部分、それから福祉職の部分にその号給を加えたものを追加しております。

以上、大変申し上げありませんが、早期退職制度で定員の適正化を早く実施したいということで進めておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) まず最初に、この表の見方が非常に見づらいというのがありまして、まず33ページの一番下のところに、1級から7級ということですずっと書いてあるわけですがけれども、これを例えば34ページ、35ページのほうにも全部書いておけば、ざっとわかるわけだけでも、このような書き方はちょっとまずいのじゃないかと、まず思います。

それから、今の話ではたしか3年間だと思いましたがけれども、3年間というのはなぜ3年間ということにしたのか、まずそれをひとつお聞きします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 大変見づらい表で申しわけありませんです。ただ一応、条例でそういう表記をつけ加えれば、それと同じようにしなければなりませんので、大変申しわけありませんがよろしくお願ひします。

それから、3年間というのは早期退職制度につきまして、退職手当は総合事務組合と共同処理をしているわけでありまして、横手市で早期退職制度を実施する場合にも、総合事務組合の条例の改正が必要であります。総合事務組合の条例改正で前にご提案申し上げたときにもご説明申し上げましたが、基本的に早期退職制度は、今の総合事務組合の全体の中では特別の部分でありまして、それを長く続けるということは総合事務組合としては対応できません。それで総合事務組合から我々も3年ぐらいで適正に進めるようにしなければならぬだろうというふうに思っておりますが、総合事務組合においても、長くて3年ということで、3年であれば条例改正について対応しようという話でありましたので、そういうことで対応しております。

なお、早期退職制度でありますので、特別な制度でありますので期限を設けてやるべきというふうに考えています。これが恒常的にずっとやる制度だとすれば、逆に退職の優遇制度ではないかというふうにとらえられる面もございますので、期限を定めて、その間に定員の適正化のためにその制度を活用して、次のステップをされる方にはどうぞというふうにして進めたいというふうに思っています。よろし

くお願いいたします。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) そうすれば、割り増しになると思いますけれども、その割り増し、さっきも説明した4級の場合は39万1,200円から40万7,900円になると、そういう意味ですな。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 これは早期退職制度の内容であります。先ほど申しあげました実施期間は、平成19年10月1日から22年3月31日までの実質3年であります。というのは20年3月退職時、21年3月退職時、22年3月退職ということで実質的に3年であります。

その内容であります。満35歳以上59歳以下の人で、勤続年数15年以上の人が早期退職をするという場合には、退職金に10%加算をするということであり。その10%加算に相当する給料の号給の部分を今回加えたものであります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) そうすれば、その割り増し以外の部分は市町村総合事務組合のほうで出すということだと思いますけれども、10%の分はだれが出すのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 退職金は、全額総合事務組合で出します。割り増しの分は特別負担金として横手市が負担します。

○田中敏雄 議長 19番。

○19番(堀田賢逸議員) そうすれば、これ退職年数は何カ月ぐらい前に締め切りといいますか、そういうのがあると思いますけれども、それはどうなっているのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 前にもご説明申しあげましたが、早期退職の申し出期間は各年度の11月30日までとしております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第22、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第3号についてご報告申し上げます。

平成19年度横手市病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、53ページの専決処分書のとおり、3月25日付で専決処分いたしましたので、今議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、予算書をご覧いただきたいと思います。

第2条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。これは市立横手病院につきまして、資本的収入では企業債を290万円減額するものでございます。平成19年度の増改築事業につきまして起債の額が確定したことによる減額でございます。

資本的支出では、企業債償還金に2万円を追加するものでございますが、これは償還元金の予算について2万円の不足を生じたことによるものでございます。この原因は、3月補正におきまして公的資金の保証金免除により繰り上げ償還のための償還元金を補正いたしましたけれども、この際、借りかえする額と同額を支出予算に計上したことによりまして、償還元金の10万円未満の額が不足したことによるものでございます。基本的な事務処理上の不手際でございました。大変申しわけございませんでした。そのため専決の日付を、償還日であります3月25日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億126万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第3条では、市立横手病院の医療施設整備事業につきまして、起債の限度額を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第23、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました承認第4号平成19年度横手市一般会計補正予算（第13号）につきまして、平成20年3月31日付で地方自治法の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容でございますが、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,580万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ493億1,059万4,000円に定めたものでございます。

次に、第2条繰越明許費の補正でございますが、6ページのほうをお願いします。

第2表のとおり2件追加しております。6款1項県営経営体育成基盤整備事業につきましては、先ほども申し上げましたが、雄物川地域の県営基盤整備事業で一部繰越事業となるため、負担金について繰越補正したものでございます。

次に、8款2項のくらしのみちづくり事業では、大森地域の全知鳥蓋線、これも先ほど申し上げましたが、これの改良事業で土地の相続登記等に日数を要したために繰り越し補正したものでございます。

次に、第3条、6ページから7ページになります。

地方債の補正であります。第3表のとおり旭地区交流施設建設事業外29件について、起債の限度額を変更いたしております。今回の地方債の変更は、事業費の確定に伴う起債額の変更が主な理由でございます。

それでは、内容につきまして歳入のほうからご説明申し上げますので、10ページの事項別明細書をお願い申し上げます。

2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、いずれも一般財源であります。国・

県などの交付額が決定したことによります補正であります。その中でも9款の地方特例交付金では、平成19年度から税制改正が行われまして、恒久減税に伴う減税補てん特例交付金が廃止され、経過措置のみになったため、2,302万5,000円を減額補正を行っております。

また、10款の地方交付税では3億8,620万5,000円の増額となっております。これは特別交付税の決定に伴う増額分でございます。特別交付税につきましては、平成19年度の交付実績が16億120万5,000円となっております。平成18年度と比較しますと1億3,310万5,000円の減額となっております。これは合併によります特別交付税の包括措置分の約1億円ではありますが、減額が大きく影響しておるものと考えております。

14款の国庫支出金であります3,014万7,000円の増額となっております。これは後期高齢者医療制度システム補助金、システム改修にかかわる補助金が1,402万3,000円の交付決定となったことと、大森小学校の施設整備費補助金が1,298万5,000円の増額交付となったことによるものであります。

15款の県支出金では、2,313万7,000円の増額となっております。これは灯油購入資金緊急助成県補助金1,161万2,000円、地域生活支援事業費補助金1,156万5,000円が交付されたことなどによるものでございます。

20款の諸収入でございます。2,108万7,000円の増額となっております。これは秋田県市町村振興協会から自治振興宝くじ収益金の追加配当となったためであります。

21款の市債であります。これは起債額が最終的に確定したことによって補正したものでございます。次に、歳出に移らせていただきます。

歳出の補正は、国・県補助金や起債の額が確定したことによる財源振替がほとんどでございますが、歳出の額に変更があるものについてご説明申し上げたいと思います。

20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。横手市福祉灯油あったか助成金緊急対策事業といたしまして、677万5,000円を減額しております。これは灯油購入費の助成世帯を6,000世帯と見込んでおりましたが、交付実績で4,645世帯となったために減額するものでございます。同時に一般財源から国・県への財源振替も行ってございます。

次のページでございますが、4款の衛生費、5目の老人保健費でございます。

老人保健特別会計への繰出金として5,816万8,000円を計上しております。これは老人医療費国庫負担金の交付時期の会計で、一般会計から特別会計に一時的に繰り出して、翌年度に清算するものでございます。

同じページでございます6款の農林水産業費、1項農業費、8目の農地費で2,510万円を計上しております。これは県営経営体育成基盤整備事業で沼館地区と貝塚地区分の繰出額が確定したことによる補正でございます。

23ページのほうに移っていただきたいと思っております。

23ページ、8款土木費、4項2目の土地区画整理費では、土地区画整理事業特別会計繰出金を410万円減額しております。これは土地区画整理事業特別会計におきまして起債額の増額変更があり、一般会計からの繰出金を減額しようとするものでございます。

飛びまして、26ページのほうをお願いいたします。

13款2項1目財政調整基金に4億340万7,000円を計上しております。これは今回の補正で歳入における一般財源の増加から、歳出における一般財源の充当分を差し引いた額を、財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、平成19年度末の財政調整基金の残額は31億403万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

○31番(柿崎実議員) 1点だけお伺いいたしますが、民生費の社会福祉総務費、灯油のあったか助成金であります。ただいまの説明によりますと、見込み世帯の約8割ぐらいに交付になったというふうに思われるような説明であったというふうに、私は記憶いたしますが、そうしますと対象世帯の2割近くが本人から申請がないということだというふうに思いますが、これについてどういう周知徹底を図られたのか、聞くところによりますと、そういう制度ができたけれども知らないでいったという世帯もあるようでありますので、その取り組みの経過についてご報告をいただきます。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 お答え申し上げます。詳しい経過については、実は私は詳細をはっきりわかっておりませんが、対象となる世帯につきまして、いろいろと通知やら広報等でお知らせしたと聞いております。約8割の方が受給されたようですが、受給の申請がなかった方については、さらに追加してお知らせするような形はとっておらなかったようです。そういうような形でしか聞いておりませんので、ちょっと調べまして後ほどお答え申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時10分といたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第24、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第5号専決処分の承認を求めることについて専決第15号により3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告をいたしましてご承認をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、第1条では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,693万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億164万7,000円に改めようとするものでございます。今回の補正は、平成19年度の医療給付費等の確定見込みに伴う支払い基金及び国庫県負担金、一般会計からの繰り入れの予算額を調整しようとするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金は5,816万8,000円の増額補正をいたしております。これは国庫・県負担金等の歳入不足分を一般会計の繰り入れにより、収支の均衡を図るための補正でございます。

それから歳出のほう、7ページでございますが、1款1項の医療諸費は医療給付費等の確定見込みにより、合計で1億7,693万1,000円の減額補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第25、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 承認第6号についてご説明申し上げます。

本案は、19年度土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について専決処分をいたしましたので、承認をお願いしようとするものでございます。

内容につきましては、市債と一般会計の繰入金の財源振替ですので、説明は以上で終えたいと思えます。よろしくどうかお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第26、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第7号についてご説明いたします。

平成19年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分をいたしましたので、本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容であります、公共下水道事業費の額が確定したことによりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ290万円を減額し、総額をそれぞれ33億678万円とするものでございます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は、8ページにありますように単独事業費290万円を減額し、歳入では2ページをお開きください。

2ページにありますように負担金10万円を増額、市債300万円を減額し、財源の振替をするものでございます。これに伴い、3ページの第2表地方債補正にありますように、限度額を総額で300万円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第27、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 承認第8号専決処分承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法の規定により横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、3月31日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し承認を求めようとするものであります。

64ページをご覧ください。

一部改正の内容ですが、本年4月1日から、大森庁舎内にありましたこれまでの横手地域包括支援センターを、市内の東部、西部、南部の3つにブロック化し、3拠点体制とすることに伴い、それぞれのセンターの名称及び位置を表のとおり定めたものでございます。

横手山内地域の拠点となる東部地域包括支援センターは横山町のひまわり社内に、雄物川大雄地域の拠点となる西部は、大森町菅生田の高齢者等保健福祉センター内に、十文字、増田、平鹿地域の拠点となる南部は、十文字町植田の十文字西出張所内に設置するものであります。

このたびの3拠点体制につきましては、3月議会の施政方針等でお知らせいたしているところですが、本条例の改正につきましては、南部の拠点となります市役所十文字西出張所、農村環境改善センターが設置されている場所でございますけれども、これが国の補助を受けて建てられた施設のため、拠点としての使用の可否について関係機関と協議いたしておりましたが、協議に日数を要しまして議案の提出が間に合わなかったことから、協議終了後、3月31日に専決処分をしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) この表は4月1日からやっているわけですし、ホームページの中では前の大森ですか、それだけが載っていて、あとの2つが載っていないということで、4月1日から始まっていますので、大分たっていますから、そこら辺はなぜ載せていないかをお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 大変申しわけございません。ホームページの新しい改定がなされておらなかったことによると思いますので、至急ホームページのほうを直したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) 十文字西出張所のことでお伺いをいたします。

この包括支援センターをつくるために農林事業の補助事業だと、そういう中で協議してよかったということで、今こういうふうになったと思うんですけれども、旧十文字町のときに、あそこに改良区の合併のために十文字町土地改良区の事務所が置かれてあって、貸与されていたわけでありまして。この包括

支援センター、これを利用するに当たって、今、土地改良区の事務所、それはどうなっているのか、市としての関与はどうなっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 十文字の西出張所に包括支援センターの西部の拠点を設置するに当たりましては、かなり前から改良区のほうといろいろ協議を進めさせていただいております。改良区の統合の話とか、そういうものもいろいろありまして、今現在、そこら辺のところの詰めの段階に入っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） では、確認のためにお聞きしますが活動ですね、権利は物すごく強いんですけども、そういう部分の中で、改良区の運営等については支障のないように十二分に配慮をしてやると、そういう認識でいいですね。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 先ほどの31番議員の福祉灯油の質問について、改めてお答え申し上げたいと思います。大変不勉強でわけのわからない答弁をいたしまして、申しわけございませんでした。

経緯ということでありまして、灯油が高騰し始めたころ、昨年12月に市の政策として、福祉灯油の給付ということで行われたものですが、周知等につきましては市報の1月15日号、2月1日号に掲載いたしまして、対象となる生活弱者の皆様、生活保護世帯であるとか母子世帯あるいは高齢者の世帯、障がい者の世帯等々合わせまして、先ほど財務部長が6,000世帯と申し上げましたが、予算上6,000世帯を予算措置いたしました。

その上でいろいろと調べていくうちに、それぞれ先ほどの生活弱者の方々と重複しているところもありますので、実質的には対象となる世帯が5,417世帯ということになりました。1月27日から2月末

にかけまして受付期間ということで、この対象となる方たちに事前に、市報のほかにはダイレクトメール等々でご案内状を差し上げたところでございます。申込書と、それから福祉灯油の趣旨を含めたものを入れましてお知らせしたところであります。2月末日の期限の1週間前に申請をされておらなかった方たちに、さらに呼びかけということで文書を差し上げたり、あるいは地域によっては少ないところもありますので、そういったところは電話でさらに呼びかけをしたところであります。

その結果、先ほど4,645世帯という、対象申請された方がいらっしゃったわけですが、実際に申請をされておらなかった方がいらっしゃるわけですが、この方たちの状況について、それぞれ地域局のほうで電話をかけたり、あるいはさまざまな方法でお聞きしたところ、一つには施設に入所したり、あるいは子供さんがいる雪の降らないところに冬期間だけ転居するというので、灯油の給付の該当にならなかった方、こういった方たちが二百数十名いらっしゃいます。それから、市のほうにこれ以上ご迷惑をかけられないということで、辞退された方が40名ほどいらっしゃるようです。そのほかに、やっぱりいろいろ事情があるでしょうが、なかなか理由がわからなかった方も残りの方というようなことになるんでしょうけれども、実際に中にはお亡くなりになった方とか、そういった方もいらっしゃったり、それから郵便物が返送されてきたとか、そういう例もございましたが、いずれそういうような方法で呼びかけをしながら、該当する方々に福祉灯油の申請をしてくださいということでやっておるところでございます。

概要としては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第28、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。大森病院事務局長。

○森田泰博 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました承認第9号についてご説明申し上げます。

平成20年4月1日から、健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法が改められたことにより、横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

内容について申し上げます。67ページをご覧くださいと思います。

診療報酬の算定については、平成18年厚生労働省告示第92号等の算定方法及び基準に基づき算定して

おりましたが、新たに平成20年厚生労働省告示第59号等により算定した額に改められたことにより、横手市病院事業使用料及び手数料条例の第2条第1項と第2項を、記載のとおり改正するものでございます。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第29、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 承認第10号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、本議会の承認をお願いしようとするものであります。

改正の内容であります。地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されまして、その中で附則の第20条第7項中、「平成21年3月31日」とあるのを「公布の日前」と改めるものでございます。具体的には、ベンチャー企業への個人投資家からの資金調達をサポートするために創設されました税制優遇措置の一つでありまして、通称エンゼル税制と言われております。投資家が株を取得した日の翌日から3年を超えて売却した場合に、その譲渡益を2分の1に圧縮して課税する特例でありまして、その期限が平成21年3月31日であったものを、今回の改正によりまして公布の日前、平成20年4月29日

までとするというふうに改めたものでございます。

以上が内容であります。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第30、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第11号専決処分の承認を求めることについて、専決第23号により横手市手数料条例の一部を改正する条例を4月30日付で専決処分いたしましたので、ご報告をいたしましてご承認をお願いするものでございます。

改正前の戸籍法の第10条では、何人でも戸籍に関する証明書等の交付請求ができたわけですが、このたびの戸籍法の一部改正によりまして、戸籍等に関する証明書を交付請求できるものを、ひとつには戸籍等に記載されている者、ふたつ目には自己の権利の行使や義務の履行のために必要とする第三者または弁護士、司法書士等に限定されたことによりまして、このたびの手数料条例の一部を改めようとするものでございます。

条文の内容なんですけど、第10条の2、第1項から第5項までとは、第三者請求、公用請求、弁護士等による請求を規定いたしております。それからまた第120条第1項については、磁気ディスクを持って調整された戸籍等を規定いたしております。それから第12条の2において準用と書かれておりますが、これにつきましては除籍後関係を規定いたしております。附則では施行日を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第104号独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第104号独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴いまして、本市の関係する条例の条文を整理しようとするものであります。

75ページをお開き願ひます。

本市の条例で緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴いまして、関係する条例であります。横手市公有林野等分収造林条例、それから横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例、それから横手市西成瀬財産区分収造林収益金の分与に関する条例、それから横手市緑資源機構旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例の4つの条例であります。主な内容は、文中にあります「緑資源機構」というところを「森林総合研究所」に改めるものが主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第105号横手市総合計画審議会条例及び横手市特別職報酬等審議会条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第105号横手市総合計画審議会条例及び横手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

78ページをご覧いただきたいと思えます。

改正の内容は、所管する課の名前が4月1日で変わりましたので、その部分を改めようとするものがあります。あとは字句の整理が若干あります。総合計画審議会のほうは、「企画課」とあるのを、4月1日から「経営企画課」としておりますので、そういうふうに変更するものであります。

それから、特別職報酬等審議会条例につきましては、人事課を廃止しまして総務課と統合いたしましたので、「人事課」を「総務課」に改めるという内容であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第106号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第106号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案のページは、79ページから128ページと長くなってありますが、今回の改正の主な内容といたしまして、大きく2点ございます。

1点目はふるさと納税制度の導入でございます。この制度はふるさとに対し貢献、または応援したいという、ふるさと出身者等の思いを実現する観点により、住民税における寄附金税制の拡充を行おうとするものでございます。

2点目といたしましては、公的年金よりの特別徴収を開始しようとする改正案でございます。中身について申し上げますので、80ページをお願い申し上げます。

第19条に第2項を追加いたしまして、延滞金の減免に関する規定を新たに設けようとするものでございます。

続きまして、同ページの中ごろでございます。

23条第1項第4号は、法人市民税の均等割の額の区分を変更しようとするものでございます。

続きまして、84ページから88ページにわたりますが、第34条の7 寄附金税額の控除でございますが、最初申し上げましたとおり、ふるさと納税制度の導入による個人住民税における寄附金控除の拡充について改定を行おうとするものでございます。

第1項は、寄附金控除が所得控除方式から税額控除方式に改められまして、控除適用限度額が総所得金額の25%から30%に引き上げられるとともに、適用の下限額も10万円から5,000円に改正しようとするものでございます。

第2項であります。86ページの最下段から88ページにわたりますが、地方公共団体に対する寄附金控除について改正を行おうとするものでありまして、前項の控除額に上乘せられて税額控除されるものでございます。

続きまして、89ページから95ページにわたりますが、第38条から第47条の6になります。冒頭申し上げました65歳以上の老齢年金給付を受けている方に対しまして、個人の市民税を公的年金より特別徴収の方法によりまして、平成21年10月より開始しようとするものでございます。

続きまして、90ページになります。

第47条の2第1項は、老齢年金給付の支払いを受けております65歳以上の方は、公的年金等にかかわる所得にかかわる所得額と均等割額の合算額を、特別徴収の方法により徴収するという内容でございます。

続きまして、101ページの上から4行目、附則第10条の2第7項についてでございます。

熱損失防止改修工事等、いわゆる省エネ改修工事を行った住宅につきまして、翌年分に限り、固定資産税額の3分の1を減額しようとするものでありまして、1戸当たり120平方メートル相当分が限度となります。

114ページの第1条につきましては、公布の日から施行しますが、第1項第1号より6号については、これら各項の定める日から施行しようとするものでございます。

116ページ以降は、経過措置について規定してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） この19条中の2であります。「市長がやむを得ない理由があると認める場合は、規則で定めるところにより延滞金を減免することができる」とあります。これを見ますと、市長には相当の裁量権があるものと思います。このやむを得ない理由というのが、まずどういうものであるかというのが1つ。

それから、不能欠損を認定する場合に、例えば裁判所に破産の申請をして承認された、それから横手市からほかへ、わかりやすく言えば夜逃げといえますか、出ていった住所もわからない、回収が不能と。それから今の延滞金の賦課をするあれは規則で決まっているかもしれませんが。しかし繰越滞納が相当ある人には、恐らくこの延滞金14.5%というのは賦課されていないのではないかなと思います。その点を

教えてください。

そして、しかもその延滞金を徴収する場合に、不公平な賦課の仕方をしていないか、そういうこともあわせてご答弁をお願いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まず最初に、市長がやむを得ない事情と認めるときというものは、規則でいろいろ想定しております。まず火災等の災害で損失を受けた場合、それから生計を一にする者が病気等で生活が困難である場合等々、11項目について規定してございます。それで、今まで延滞金を課すという項目があったわけなんですけど、それについて現実には延滞金免除申請により免除しているケースもございました。

ただ、条例上に今までこういう規定がございませんでしたので、それを現実に合わせた事務の流れに今回しっかりと規定を決めまして、これから運用していこうと、そういう内容で、今回、条例改正をお願いしようとするものでございます。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 平成19年度の、例えば不能欠損あるいはいわゆる滞納繰越、その額がまだ確定していないかもしれませんが、18年度と比較して相当増えているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 詳しい数字は手元にまだ用意してございませんので、申し上げることはできないわけなんですけど、減ってはならないと思います。

ただ、税収の状況なんですけど、最終の確定はまだしてありませんが、速報値ということで今手元にある税収の状況を申し上げたいと思います。一般会計税全体では、残念ながら去年より0.06%の減であります。それから国保税については、これもまた残念ながら0.99%の減であります。

ただ、国保税の現年医療介護含めて、現年分については0.06%の増でございます。それから介護特別会計では0.01%の増というふうな、このような内容になってございます。不能欠損の額等については確定次第お渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） 私は前に、いわゆる悪質な滞納者に、例えば支払い命令とか差し押さえとか、そういう方法で回収したらどうかという質問をしたことがあります。ほかの秋田市、あるいはほかの自治体では、かなり自動車や絵画、そういうのをやっておりますが、横手市は今までどのような対応をされたか、お聞かせください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 具体的に差し押さえというのは、所得税の還付の差し押さえ、それが主な内容となっております。ただ今年度からインターネット公売を実際に動きたいと思っております。それからそ

れに合わせまして、今まで県と滞納合同整理をやっておったわけなんです、それに加えて、ことし7月から12月までに県の職員の併任制度をお願いしようと、今、申請しておるところであります。

併任制度というのは、県職員を1週間に1回か2回、横手市に勤務していただいて、横手市の滞納整理を市の職員と一緒に合わせて滞納整理に当たりたい、その期間中に市職員も県の滞納整理のノウハウを少しでも習得しようと、そういうことを今年度計画してございます。いずれにせよ、滞納の整理には全力を尽くしてまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 13番阿部議員。

○13番(阿部信孝議員) そうしますと、平成19年度にはどのような成果があったかわかりませんか。全然ありませんか、成果。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 成果といたしましては、例えば1つの例を申し上げます。市民税個人分の滞納につきましては、去年より収納率が2.65%伸びております。それから固定資産税の滞納についても、去年の滞納の徴収率より2.31%伸びておりますので、実際、数字上にそういうふうに出ておりますので、職員が少しでも頑張っている現われだと、そういうふうに認識しております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) ふるさと納税の産みの親であります菅前総務大臣が、この間、湯沢に来られてまして、湯沢市に10万円、秋田市に10万円、20万円をふるさと納税ということで出したようであります。秋田県では全体ではまだ15件で、金額にしたら50万程度のようにありますが、我が横手市の場合はそういうふうな持申し込みがあるのかどうか聞きたいです。

それから、第2点の年金からの税の徴収のことについて、こういうときにこうだというふうな例を挙げて、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ふるさと納税、寄附金の申し込みであります、現在のところ3件で10万円、横手市に申し込みがございまして。

○田中敏雄 議長 市民税課長。

○金澤和彦 財務部市民税課長 市民税課長でございます。年金からの特別徴収のお問い合わせの件でございますけれども、年金から逆に特別徴収をしないという方の条件でございますけれども、4つございます。1つ目が、当該年度の1月1日以後に横手市に住所を有しない者、当然、市民税の賦課期日が当該年度の1月1日となつてございますので、それ以後に横手市に居住しない者については、普通徴収の方法により現在の住所地に送付し賦課するという内容でございます。

それから2つ目といたしまして、年金の年額が18万円未満である者でございます。これは後期高齢者と内容が若干ダブる内容でございますが、18万円未満である者は特別徴収としないという内容になっております。

3つ目といたしまして、介護保険法第103条第55項に規定する特別徴収対象被保険者でない者、いわゆる介護保険で特別徴収されておられない者は普通徴収で、特別徴収をしないという内容でございます。

それから、4つ目といたしまして、当該年度におきまして年金の給付の支払いを受けないこととなることがわかっている者、認められる者ということでございます。この4つ目につきましては、例えば年金を担保に借り入れしている方等々ございますけれども、そういった形で年金の支払いが返済に向けられた形で特別徴収する部分がないという方につきましては、普通徴収の方法により市民税の賦課をするという内容になってございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

○31番（柿崎実議員） 今、説明ありましたようにふるさと納税に関する事項と、もう一つは、公的年金から特別徴収できるという2つの大きな内容のようではありますが、まずこの年金から65歳以上74歳までの方の特別徴収に関して、既に市報等で後期高齢者医療制度の説明の中で、市報等であらかじめ予告編的に10月から特別徴収できるというふうな説明が、さりげなく文書で出されておったわけでありましてけれども、私はあの段階で、いつ、どこで、だれが、そういう方法で徴収することが可能になったのかなという疑問を持っておりましたけれども、法改正によってということのようであります。法改正に伴って市としても条例を改正するという一連の手続のようでありますけれども、大変大きな問題だろうというふうに私は思っております。給与所得者については、従前より特別徴収制度があるわけでありましてけれども、やっぱり年金所得者を対象に、この方々からも特別徴収が可能であるという法律の趣旨については、非常に疑問を感じているというところであります。

本来、税は法律で特別徴収ができるという定めを持って特別徴収をするわけでありましてけれども、基本的には税は申告が原則だと思います。それを年金受給者からも特別徴収をするというふうに拡大していくということについては、大変な疑問を感じているところであります。私は大変問題だろうというふうに思っております。法改正が伴ったので、必然的に条例を改正しなければならないという当局の考え方はわからないわけではございませんけれども、これは極めて慎重に審議をする事項であろうなというふうに思っております。

2点だけお伺いしておきますが、90ページ、第47条の2の項で、市民税の特別徴収というふうに書いてありますが、この市民税といった場合には、いわゆる住民税というふうに解釈しておりますけれども、国民健康保険税もこれの対象になるのかどうかという点が1つであります。

それから、91ページを詳しく見ますと、年金所得以外に所得がある方の場合についての特別徴収の方法について文書で記載されておりますが、具体的に給与取得者の場合は、年度当初に前年度の取得見合いで特別徴収の額を定めることができますわけでありましてけれども、申告納税者の場合は、あらかじめ特別徴収ということは、私は困難なのではないかなと思っておりますけれども、この文章を読む限りにおいては、その辺の特別徴収の仕方について十分理解できないような表現になっておりますので、年金所

得プラスいわば給与所得でない所得がある場合の、いわば一般的な申告納税者について特別徴収をどのような方法で算定をして徴収をするのか、ちょっとこの辺のところを、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 市民税課長。

○金澤和彦 財務部市民税課長 ただいまのご質問でございますけれども、年金よりの天引きにつきましては、原則といたしまして、年金に係る部分の所得割につきましては、所得割と均等割を年金より天引きさせていただくという内容でございます、いわゆるそれ以外に所得のある方、給与所得ある方、それから農業所得ある方、いろんな所得のある方がおられますけれども、そういった方につきましては、本人より希望があった場合に初めて、年金より天引きするものでございます。当然年金の額を超えて特別徴収ということはありませんので、実際に申告の時点で年金以外に所得のある方については、その分についてどのようにするかということ、逆に私のほうからお聞きするような内容になろうかと思います。

また、逆に年金につきまして所得割が算出できない、いわゆる年金だけを見ますと非課税となる方につきましては、当然普通徴収の方法になるという内容でございます。

国民健康保険の特別徴収につきましては、これ以後の議案ということで出てくるかと思っておりますので、そのときにご質問等ございましたらお答えできればと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 今、65歳以上からの天引きというお話が21年10月からというようなことで聞きましたけれども、75歳以上の後期高齢者も大変全国的に問題になっているというか、廃案までお話が出ているのが国の状況であります。こういう国の法律の改正とか、そういうふうなことは別といたしましても、現場である市、そして直接関係のある市民の皆さん、そうした方々が横手市ではどういう状況なのか、そういうふうなことも含めて市としては検討しながら、国からは来たんだけれども、ただ国から来たものをこれは実行することができないというような形で私どもに出してきたのか、あるいはそこら辺も十分検討しながら、どういうお話をしてここに出てきたのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 お答え申し上げます。国の地方税法改正によりまして、今回、市の賦課徴収条例の改正をお願いするものでありますが、地方税法を曲げてまで市独自の徴収方法をできる規定というふうには認識しておりません。というわけで国の税法に倣わざるを得ない状況と認識しております。

○田中敏雄 議長 菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） わかりました。では市長にお聞きしますけれども、当然市の住民、国は国民の生命と財産を守るという大きな使命がありますし、市長としては横手市民の生活を最低限保障していくんだと、そういうようなことも当然視野に入れながら、市長の政治判断といえますか、そういうものも含めながら、当然言うべきところは言っていくと。そのためにも、やはり市の政策会議なりが大変重要ではないかなと私そう思うんですけれども、そういうようなときに、市長の政治判断も含めながらお話

しになったのかどうか、お聞かせください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ただいまの前期高齢者の部分についての政策協議は、特にいたしておりません。その後、最近ずっと後期高齢者において、その天引き問題が大変大きくクローズアップされておりまして、国においても、政府という意味ではありますが、いろいろ検討しておるようでございます。私どもとしては、国民の反応に対する政府の動きもよく検討しなければいけないかなという判断を、今持っているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第107号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第107号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ページは、129ページから151ページと長くなっております。今回の内容といたしまして、これも大きく2つございます。

ひとつ目といたしまして、医療保険制度改正によりまして、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するなど、国民健康保険制度の根幹部分の大幅な見直しが行われたことから、現行の保険制度が今後も引き続き継続するものとしまして、合併後3年後以内に均一化されるよう段階的に調整するというふうにして合併協で定めたわけでございますが、今回、想定を超える制度改正が行われましたことから、調整期間を1年繰り上げまして、平成20年度より均一課税を行おうとするものでございます。国保事業に要します所要額に見合う課税額を、今回、税率改正をお願いしようとするものでございます。

2点目といたしまして、これも公的年金からの特別徴収を本年10月より開始しようとする改正案でございます。

中身について申し上げます。130ページをお願いいたします。

2条でございますが、後期高齢者制度の移行に伴いまして、従来の基礎課税額、介護納付金課税額に新たに後期高齢者支援等の課税額が追加されまして、その限度額を12万円とするものでございます。また基礎課税額の限度額を56万円より9万円下げまして、47万円に改めようとするものでございます。

続きまして、130ページ下段、131ページにかけての第3条から第5条でございますが、基礎課税額の所得割額の税率を6.70%、均等割額を1万9,200円、平等割額を1万6,300円に改正する内容となっております。

続きまして、第6条より第8条でございますが、後期高齢者支援金と課税額の税率を定めたものでございまして、所得割額が2.8%、均等割が7,000円、平等割が6,400円と改めようとするものでございます。基礎課税額と後期高齢者支援金等の課税額を合わせた1人当たりの賦課額は6万9,337円となりまして、昨年の基礎課税額と比較いたしまして6,747円、10.8%増加する見込みでございます。

続きまして、132ページの第9条より第11条では、介護納付金課税額の税率を定めたものでございまして、所得割が1.85%、均等割が6,900円、平等割が4,500円と定めようとするものでございます。これも1人当たり賦課額は、前年度より2,025円減の1万8,559円となっております。

続きまして、136ページから140ページまでの第16条から第22条まででございます。これが65歳以上の老齢年金受給者である世帯主の方の年金より天引きを行おうとするもので、10月より開始しようとするものでございます。

第25条、141ページより145ページになりますが、ここでは税率改正に伴いまして7割、5割、2割軽減の額を定めようとする内容でございます。

続きまして、第28条につきましては国保の減免規定でございます。146ページから148ページをご覧ください。

従来の減免規定では貧困によるもの、所得が皆無、その他特別事情の3つでございましたが、後期高齢者制度の施行に伴いまして、旧被扶養者に対しまして国保に加入することで新たに保険料負担が生ずるため激変緩和措置として所得割を課税しないで均等割を半額とするものであります。さらに被扶養者のみで構成される場合は、平等割も2年間半額する内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番阿部議員。

○13番（阿部信孝議員） この条例を提案する前に国保運営協議会があるはずですが、そのメンバーにはお医者さんが大分入っていますし、大曲社会保険事務所の所長も入っています。我々議員はうるさいせいか排除されておりますが、そのときにどういうご意見があったか教えてください。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 議員の皆様、全員協議会を通しまして今回の国保の状況についていろいろお話しさせていただきましたけれども、運営協議会におきましても運営協議会に提出した資料もすべて全協に提出させていただいた内容とそっくりそのまま同じでございます。やはりその中でいろいろお話が出たのは、今回の均一化にするという大きな理由は何だと、そういうご質問が多かったように思います。それに対しまして私どもは、やはり今回、後期高齢者医療制度に1万3,000人ほどの75歳以上の被保険者が国保から抜けていくと、そういう方々の今までの収納率が97%以上と、大変高い率を占めて

いた方々が今度抜けられるということで、それが平成20年度の国保財政に大変大きな影響があるだろうと、そういうことがひとつ。

それから、ふたつ目が前期高齢者の方、退職医療に入っていた65歳から74歳の方々が、今度退職医療制度が終息するというに伴って国保に入ってきますが、その前期高齢者の方々の今までの医療費の動向を見ますと、どうしても年齢的に1人当たりの医療費が高い。それから18年度から19年度の中では8%近い伸び率も示しておりますし、それが国保に与える影響もかなりあるだろうと。

そういうことから踏まえて、先ほど財務部長も申しましたけれども、国保財政基盤が大きく根幹的に揺らいできていると、そういう中で合併協議の中で協議した協議の基礎になる部分が、もう壊れつつあるんだと。そういうことで、まず今回、均一課税のほうに向かわせていただきたいと、そういうお話をさせていただきました。それに対して、特段運協の委員の中からは、特別な強い厳しいご意見はなかったかに思っております。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 3日の日ですか、全員協議におきまして説明がありまして、次の4日、魁新聞に6,700円ですか、アップするんだと、横手市の記事が比較的大きく目につくように出ておりました。5日の朝5時からでしたけれども、草刈りといいますか集団でやる仕事がありまして、そこに15名ぐらいいましたか集まって、その話が出ました。いろいろ説明を私どもが聞いても確かに複雑であるし、いろいろこういう仕組みでこうしなければやれないんだよという数字を出しながら、私どもも説明を聞くんですけれども、一般の市民はどうやってそれを聞き取っているかといいますと、まず開口一番、おまえらの公給が高いからだ、まずそういったものを下げてからこういうことを上げてという認識が非常に多かったんです。私もそれは伝えましょうと、そういうふうなものをしっかり伝えながら話をしますよと、こういうお話をしたところであります。

ですから、確かに複雑なものを私どもを見せながら、そして全員協議会もそうなんですけれども、意見としては確かにいろいろあったでしょう。でもこういうふうにして出したものを、どうやって市民に納得していただきながら納めていただくか。簡単に言えば、国でも決して悪い制度ではない、皆さん認識はあるんだけどと、出したところが名前が悪いとか説明不足とか、結局ああいうふうになってしまって、せつかくいいものやろうとしても、受け取る側が理解できないような説明、あるいはそういうやり方であっては、私はだめじゃないのかなというふうに思うんです。ですから市民に対してもこれからどういう説明を、また我々に対してもですよ、わかりやすくしっかりやっていく、そういう中でこういうふうなものが出されてほしいというように、私願うんですけれども、そういう考えはどういうふうなお話をしながら聞くんですか。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今、議員のおっしゃっているのは、どちらかというと後期高齢者医療制度

についてだと思えるんですけども、やはり後期高齢者医療制度につきましては、今、国のほうでもすごく流動的な考えが出てきて、私どもの立場としてはそれを見守るというしかないわけなんですけど、後期高齢者医療制度において、私ども自治体に求められていたものは、ひとつには保険料の徴収、それからもうひとつがその制度のPR、啓蒙なんですけれども、やはり私どもは特にそのふたつ目の、今、制度的には流動的になってはいるんですけども、やはり法律で定められたものについて、現に決まっているものに関しては、私どもは今の段階ではそれを市民の方々に、今まで以上にあらゆる機会をとらえてきっちりお話をしてお話をしただくと、そういうスタンスしか今のところはとれないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○田中敏雄 議長 菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) どうも私の聞き方が悪くて後期高齢者のほうに行ってしまいましたけれども、そうではなくて、3日の説明が次の4日の新聞に6,700円アップと、こういう形で出たというふうなことで、そちらのほうを私はお話をしながら、例としてこういう制度も非常にいいというような事例を持って国民に出してお願いをしたところが、今あのような状況になっているんじゃないですか、ですからそういうのを例にしながら、これについても同じようにアップですから、当然皆さん非常に興味を持ってきている。ですから私はこちらのほうを聞いたんです。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 魁さんがどういう意図で、ああいうセンセーショナル的にあの記事が載せられたのか私はわかりませんが、まず今回の国保税の均一化と、それからそれなりの国保税の引き上げ、それにつきましては、これからあらゆる機会をとらえまして、住民の方々にご理解をいただくように頑張りたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに、16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) これはここの中で論議すると、やっぱり1日、2日かかるような気がするんですけど、根本的なことをひとつだけお聞きします。確かに医療制度が揺れている中で、合併協で議論した国保、試金石で3年間、そして統一するんだと。1年早くやることであります。これは水道と同じで、得するところと得しない地域があるんですね。まだ区長制度があって、7つの地区の区長さんたちがこの中にいる。国保税が少なくとも世帯割の中で安かった地域もある、高かった地域もある。下がるところはいいですよ、下がるところはね。複雑な計算方法、手法の中で、その説明は説明としてやるべきだけれども、逆に低いところが1年早く高くされてしまう、その地域は非常に丁寧な説明が必要だろう、十把一からげの説明でなくて。だからそれがなされているかどうか、非常に心配なところがそういうところでもあります。

だからこそ、魁新聞に6,000円という数字が出れば6,000円という数字が、これがどういうことか、逆にそれこそ、今、部長が言ったとおりのセンセーショナルな数字としてひとり歩きしてしまう。今実際にここで決めてしまうと、その数字が実際に賦課される。その説明方法も含めて、なぜこの不均一でやっ

ていこうというやつがという部分の中で、説明がなければいいですよ、低くなるどころが高くなってしまふ部分があるんですね、実際。実際のところあるんですよ。私の地区がそうだからね、私の地区がそうだからあえて聞くんですけれども、ちゃんと納得のいく理由、普通の人がわかるような形で説明をしてください。我々が広告塔となって、逆に理解をそれこそ求めて歩きたい、でも我々も余りわからないんです。複雑なんです。だからこそわかりやすいように、どうかこの席で教えていただきたい。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ストレートに申し上げますと、国保税の合併協の協議段階での積算の根本的なものが崩れてしまったということです。要するに国保税というのはどういうふうにして計算していくかという、当然所得もあります、それから被保険の関係もあります、それから医療費のこともあります、あらゆるものが複雑に絡まり合いながら国保税というのが積算されてくるわけですから、私が先ほど申し上げましたように、医療費の動向というものも退職者医療の方々が国保に入ってきて、それかなり医療費の高い方が入ってくるということが、まずひとつありますし、それから今まで収納率の高かった高齢者の方々が後期高齢者医療制度のほうに移っていくと、そういう環境が大きく変わったということで、不均一課税というのがちょっと難しくなってきたと、それをまず一番に申し上げたいというふうに思います。

それから、私もこの議会の中でいつもお話ししているわけなんです、やっぱり合併、いろんな状況の違う市町村が集まってひとつの新たな自治体をつくっていくときには、必ずその住民の方々の住民負担というものがそれぞれ違うわけなんですけれども、その違う住民負担を何とか皆さんが理解できるような負担に理解していただくという、そういう努力というものが大変必要だと思います。その中で私がいつも申し上げているのは、こういう負担というものを単なる国保なら国保、介護なら介護、後期高齢者医療だったら医療という、そういう単独に区別しないで社会保障費の負担なんだと、そういう大きなくりの中で住民の方々にご理解いただくしか、この大変厳しい状況の中で乗り越えていくことは難しいんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、そこら辺のところもご考慮いただければ大変ありがたいなというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎議員。

○31番（柿崎実議員） 先ほどの質問、失礼いたしました。ここに国保税が書いてあるのをちょっと見落としまして申しわけありません。

どんな場合もそうでありますけれども、法律を改正することによって、関連する条例が変わるということはたびたびあることでありまして、その限りでは条例を改正する提案をすることについては、当局の考え方を否定的にとらえるものではないんですけれども、しかし条例というのは、特に税に関する条例というのは税の徴収の仕方について、それぞれの基礎自治体がどういう方法で税を徴収するかというのはかかって、それぞれの個別の基礎自治体の税の徴収の基本にかかわる問題だと思うんですよ。ですから税法が変わったから直ちに条例を改正して特別徴収をするというのは、私はいかなるものかという

感じがしますけれども、しかし当局はそれを提案しております。

ちょっと最近わかりませんが、国保税の場合、全国的に見ますと、国保税じゃなくて国民健康保険料ということで徴収をしている自治体も、かつてあったわけでありましてけれども、最近はどうかわかりませんが、もしあるとすれば国民健康保険料として徴収をしているような場合は、この税法との関係でどのようになるものなのか、お伺いしておきたいと思えます。

それから、いろいろ見ましたが、先ほどの市税の条例改正の中で、いわば特別徴収対象にならない方について幾つかあったわけでありましてけれども、国保の場合はそういった該当から外れる者について、読んだ限りではちょっと見当たらない感じがしますが、この点たしか配偶者がまだ、配偶者も含めて65歳を超えた場合という、前期高齢者の場合というふうに理解しておりますけれども、そういったところがここに記載になっているのかどうか、ちょっと見た限りではわかりませんので、いわば特別徴収の対象にならない構成要件、こういったものはどういうことなのか、書いてありましたらページでお願いしますと思えますが、その点、2点ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○田中敏雄 議長 国保市民課長。

○森屋輝夫 福祉環境部次長兼国保市民課長 国民健康保険税と、それから料の関係のご質問でありますけれども、ほとんどの市町村は税で課税をされております。料を採用されているのは政令都市とか、そういう大きい都市であります。秋田県の場合はすべて国民健康保険税ということで税方式で国民健康保険に対する負担をいただくというような形になってございます。ただ税と料、何が違うのかということになれば、それはひとつは滞納処分の関係、不能欠損の関係ですね、それが税だと5年、料だと2年というような形になってございます。その点が大きく違うということで、ほとんどの市町村が税と同じような形で、できるだけ収納額を確保するために、国保税という形で国民健康保険についてはそういう取り扱いをしているという現状でございます。

料と税の関係で、今の改正の関係がどのようにということでございますけれども、それは全く同じでございます。料の場合も年金からの天引き、特別徴収というのは、料のほうの関係の改正の関係も国のほうから同じように来ております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。答弁漏れ。市民税課長。

○金澤和彦 財務部市民税課長 2点目のご質問でございます。特別徴収の範囲についてですけれども、特別徴収の中で新しい税法の第706条の第2項のただし書きにおきまして、「こういった事情がある場合は特別徴収をしない」という条文がございます。その内容といたしまして大きくふたつございます。

ひとつは、保険者の理由です。ひとつがいわゆる被保険者単位の判断基準というものでございます。そういった中で、保険者単位の判断基準ということになりますけれども、これにつきましては被保険者数が特に少ない、おおむね1,000人未満の保険者、それから収納率が高い98%以上の保険者、それから口座振替納付式の実施率が高い、これも85%以上、それからもう一つが国保のシステムの大規模改修が

この時期に既に予定していたために、今回改正を行うといわゆるシステムの構築が二重にかかる、こういった障害がある場合については、いわゆる保険者として特別徴収をしないという規定がございます。

もうひとつ、被保険者単位の判断基準でございます。それで当然被保険者単位ということで滞納のある方、それから今年度中に、例えば満75歳になりまして後期高齢者制度に移行する方、そういった方については特別徴収の内容から除かれております。それから滞納がなく、口座振替を継続して今後も確実な収納が見込めると判断した場合はできるという規定がございますけれども、ただこれにつきましては恐らく今後、運用の段階で国のほうからも指示があるかと思うんですけれども、事務手続上のいわゆる効率的なメリットが少ないと判断した場合はできないという厚生労働省の指導がございまして、恐らくこの部分につきましては、今後、後期高齢者制度と併せまして、いわゆるこの法律の判断、実務的な運用の判断につきまして指示があるのでないかなと思います。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 31番柿崎議員。

○31番（柿崎実議員） いずれ委員会で細かい議論はされると思いますから、この場では細かい質問を差し控えますが、この前の全協で議案説明会ですか、全協で市民の国保の収納率92%で計算しておったようでありまして、いわゆる前期高齢者の特別徴収によりまして、まずひとつ、全体の国保の加入者が先ほどの説明で3万584名、後期高齢者制度に75歳以上が移行したために、国保の加入が3万そこそこということになっておりますけれども、その中で前期高齢者に該当する人数はどの程度に見ているのでしょうか。相当数だと思いますけれども、そうしますと年金から特別徴収をするという事は、相当収納率が上がるんじゃないかと私は思うんですけれども、この間の全協の説明では収納率を依然として92%という低い収納率に見ておりましたけれども、特別徴収することによって収納率が上がるということを前提に、もう少し計算する方法もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、特別徴収によって収納率が上がるというふうには見ておられないのでしょうか。その点、お伺いします。

○田中敏雄 議長 国保市民課長。

○森屋輝夫 福祉環境部次長兼国保市民課長 65歳以上の加入者の方の前期高齢者の方ですけれども、9,670名ぐらいの方が対象者をしております。この方々がすべてではありませんけれども、特別徴収の対象となる方に人数的にはなります。ただ先ほど申しあげましたようにいろんな条件がありますので、条件をクリアしなければ特別徴収という形になりませんが、確かに特別徴収をされるということであれば収納率は上がると思います。ですが、ほとんど退職国保から移られてきた方が5,000人相当のわけです。この方々の収納率というのはご承知のように97%以上、もう既にいっております。ですから収納率は確かに特別徴収をやることによって上がるということでもありますけれども、ただ後期高齢のほうに1万2,000人相当の方が出ております。ですからそこら辺は、収納率がよくなる部分と、それからデメリットの部分との差し引きの関係だと思いますけれども、人数的には3分の1相当しかなくてないということですので、そういった意味では非常に微妙なところなのかなというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第35、議案第108号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第108号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、貸付期間を満了した定住促進住宅の一部を廃止しようとするものでございます。この貸付譲渡制度について、若干ご説明を申し上げたいと思います。これは大森地域で平成4年度から実施している事業でありまして、現在まで15戸の住宅の整備をいたしております。うち既に1棟は譲渡いたしまして、現在14棟の住宅を持っております。この貸し付けの関係でありますけれども、おおむね40歳以下の配偶者を有する者に対しまして計上するというので、土地と建物を貸し付けいたします。15年間貸し付けをいたしまして、その貸付期間が満了した後には無償で譲渡すると、そういう制度であります。

今般、平成5年4月に貸付契約を締結した方がお二方おありまして、1号棟と2号棟というふうになっていますが、その1号棟と2号棟を譲渡しようとするものでありまして、この条例の別表からそれを削除しようとするものでございます。ちなみに17年度まで、先ほど申し上げましたが14棟、現在ありますので、今年度中にも12月にまた15年の貸付期間が満了する棟も2棟ほどございますので、後の議会でも同様の提案をさせていただきたいというふうに考えています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第109号横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第109号横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部の改正によりまして、本議会の議決を求めようとするものでございます。155ページをお願いいたします。

第2条第2号中です。「法第82条の3第3項」を「法第125条第3項」に改めようとするものでございます。これは学校教育法の中で、義務教育あるいは幼稚園特別支援教育等の追加になったためにこのような形になりました。内容に変更はございません。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第110号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第110号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、子供たちの教育環境整備と適正規模の学校再編を目指した中学校統合を行うために、現行条例の一部を改正したいので、本議会の議決をお願いしようとするものでございます。

157ページをお願いいたします。

別表第2から「横手市立十文字西中学校」の項を削るものでございます。これはご案内のとおり、統合計画を進めていくためにお願いするものでございます。なおこれは補助申請の関係で、これが法的に求められているものでございます。

附則で、施行は平成22年の4月1日からということになってございます。よろしくをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 私の所管するところの委員会でもありませんし、この学校が私の出身地であることもありますので、ぜひともお伺いしておきたい。

まず第1に、この前の議論でもありましたけれども、私は学校というものはその地域の力の源だ、そのように思っております。そういう中で学校の統廃合は、やはり大前提として地域住民の理解がなければいけない。種々説明会も行いました、出席率が悪かった、そういう事情も聞いてはおります。しかし

ながら、今ここに条例が提案をされてこれが採択をされる。あとは走るだけになってしまいました。だからこそ、ここで聞いておかなければいけないということで手を挙げさせていただきました。

まずひとつ目であります。何をもってして住民の理解を得たとされるのか、そしてまた、今、条例改正が急がれた理由を部長が言いましたけれども、それが本当に今でないとき期的に間に合わないのかどうか、それをまず1つお伺いいたします。

ふたつ目、これは土田議員もこの前、学校統合のことでお話しになりましたけれども、学校統合の統合するところはいいんだけど、統合された廃校の利用、これについて慎重にやっぱり検討しながら提案はされていくべきだ、提案をしていくということでありましたけれども、何も聞いていない。十文字西中が統合される側であります。そういう中であれがどうなるのか、あの跡地はどうしていくのか。

そしてまた、建設部長がおっしゃいました、通学路については万全の配慮をもってやると。私、ちゃんと記憶しておりますので。そういう中で、例えば今やったところはいいけれども、開校まであと2年、我が所属の委員会の中で、部長がその部分については説明したことがない。これからされるかもしれないですよ、財源も含めてなんですけれども。街路灯、一番遠いところで8キロメートルありますよ。危険箇所の認知、それに対する改修の費用、積算もまだやっておられないと思うんです。その財源の手当も含めて十分に対応できるのかどうか、それを2点目にお聞きします。

それから、3点目であります。四川省の大地震でその震災対策、そういう意味で地震防災対策特別措置法改正案、これが急がれました。そういう中で、まだ参議院の可決、11日はこれは絶対大丈夫だという話でありましたけれども、2008年から2010年、この3年に限って補助を拡充する。内容はどうか。補強事業で2分の1、改築事業で3分の1が、国の補助割合をそれぞれ3分の2、2分の1に引き上げる、交付税でも措置をする、結果的に補強の場合で、地元の負担が31%から13%になるんだと指示がはっきり出ているわけですね。

それからもうひとつ、改築では27%が20%になるんだと、これ3年の時限立法です。皆さんが協議をしてこういう経過をなして財源計画を立てた、合併特例債のほうが有利だ、そういう形で多分今急いでおられると思うんですけれども、そのときにはこれがまだ土俵の上にもない、多分検討がなされたかなされないか、まずその部分を聞きたいんですけれども、今せっかくこういうものが出た、そうした中でやる順序が違うんでないですかということを申し上げたいんです。この計画書、あえておまえ欠席したんだろうということで、何かそういう部分もあるんですけれども、この学校統合スケジュール、これを出されました。

それから、もうひとつでありますけれども非常に大事な部分であります。これです。横手市立小中学校耐震化状況、これを出してもらった。子供たちの教育にとって、今、確かに条例の中で適正な規模、そういう部分いっぱいありますよ。確かに理解もできますし、その中で地域住民も期待しているところがあるんだけど、今この中で、本市として急がなければならないのは山内中学校じゃないですか、数字が出ているでしょう。そうしている中で今こういう法律が出た。そうしている中で今一番や

らなければいけないのは、これはスケジュールが結構変更している。どうしてか、この中で十文字西中、十文字中学校、危なくないですよ。震度8とか9とが来るのかわからないですけれども、でもやっぱり危ないのは、まず山内なんだと。

その山内の扱いについても、どうも私、説明を聞かないからわからないですけれども、小中一環校にするんだかどうか、そこあたりの状況がちょっとわからないですけれども書かれておる。私たちに説明されたときの説明とこのスケジュールも含めて、非常に変わってきている。その中であえて十中と十文字西中、非常に心配してもらってありがたい気持ちはあるんですけども、私は以上3点の理由で理解に苦しむ。そういう部分であります。その部分をまず3点目に言っておきます。

それから、最終的に教育長から1つ聞きたい。今、十文字中学校と十文字西中学校の生徒は、私はよくやっているほうだと思うんです、学力においてもスポーツにおいても。この間も言いました。これを統合させて、伊藤部長とも話しましたね、もっといい子供たちをつくるというんですから、具体的にそこがないと統合のポリシーがないじゃないですか。このポリシーをあえて聞きます。

細かいことは、この後の一般質問等で聞けるとおもいますけれども、以上4点お願いします。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 順番にお答えするというよりも、まず最後の教育長へのご質問はご質問として、耐震の問題とスケジュールの問題についてのお話がございましたが、基本的に議員がおっしゃるお話と、統合させようというねらいは違うんだろうと思っています。いわゆる耐震の問題も含めてスケジュール案を立てたということは、現実的にはそれぞれの学校の事情ではございます。ございますけれども、今そういった地震防災対策特別措置法改正案が新聞紙上にも出ましたけれども、それはそれとして、横手市が統合する上で目指しているのは、現在の学校の状況をどのように変えれば、子供たちにとってさらにいい学習環境ができるかという、まさにその一点であります。

現在の子供たちの状況というのは、少子化に伴いまして、残念ながら各学校、子供たちが減っているということもございますが、社会的に今問題になっているのは、子供同士のコミュニケーション能力がない、社会性がない、将来自分の能力を十分に活用するだけの人とのかかわり合いの少なさ、そういったことが実は問題になっているわけで、そういった意味では、少ない人数で学習効果を上げるという効果もございますけれども、学校全体の規模から申しますと、一定の規模を保障しながら子供たち同士が切磋琢磨する、そういった学習機会を保障できる学校規模にする必要があるということでもあります。

したがって、今、議員がおっしゃったように、耐震の状況が変わったからといってスケジュール案が変わるというものではないと思います。基本的にです。しかし、学校全体36校ございますけれども、耐震の状況、いわゆる昭和56年、57年以降に建設された学校については、新耐震基準になっていると言われております。56年以前に建てられている学校も多数ございます。現在の状況としては、優先度調査等すべて含めまして、今後今の法案を機会にこれを利用しながら、少し早めていかなければいけない学校については5校ございます。これについては、この改正条例案をどのように利用できるか検討を加えなが

ら、さらに財政のほうとも相談の上、進めていきたいと、これは少しでも早く進めるべきだろうというふうには考えていますが、法案がどのような状況になるか、県におりてきた場合どのようなになるか等、もう少し検討する余地があるんだろうと思っています。

それから、十文字西中が統合になった場合の校舎利用につきましてではありますが、十文字西中の場合、建設年度が校舎のほう昭和40年であります。それから体育館のほうは平成11年ということになっています。体育館、それからグラウンド等については、地域の方々にこれからも十分使っていただける要素がございますので、それはそのままの維持の仕方がいいのではないかとこのように思っています。ただし、これからさまざまな相談をしながら進めていくべきだろうと思います。校舎については、今の状況で残していくには耐震等の心配がございますので、基本的には解体をしたいというふうには現在のところ考えていますが、このことについては正式な形ではこうするというところまでは至っておりませんので、今後の相談次第ということだろうと思っています。

それから、確かに最初に議員がお話しいただきましたさまざまな説明会等ということで、地域の方々の理解が一番だろうと、それは私もそのように理解していますし認識もしています。去年1年かけて特に保護者のほうの役員の方々、会長さん、副会長さん、それから学校関係者、校長、教頭、場合によっては教務主任、全部の十文字地区内の6校の方々を集めて何回か話し合いを持ちながら、十文字中、十文字西中の統合については、話を詰めて詰めてまいったところでもあります。それを受けて、さまざまなことがその席上で話し合われた結果、話がまとまってきたわけですが、それを受けて今の2月3月住民説明会を小学校区ごとに行いました。議員がおっしゃるように、残念ながら多数の参加を得るところまではいきませんでした。いわゆるこれまでの種々の説明会等を通して、全体としては統合ということについては大きな反対はなかったものと認識しています。

ただ、先ほどもお話がありました通学路の問題だとか、スクールバスの問題だとか、制服の問題だとか、細かい各論のところの部分については、今後調整をもちろんしていかなければいけないというふうに認識しています。今後も各学校の代表者等を集めながら、そういった具体的なことについては話をさらに詰めてまいりたいというふうに思っています。

教育委員会そのものだけで、例えば道路の明かりだとか道路整備だかということは、なかなかできないわけでありましてけれども、建設部、地域局等々と協力しながら、少しでも安心・安全な通学ができるように配慮していきたいというふうには考えています。これはしかし十文字西地区だけのご心配ではなくて、横手市全体としての取り組みも、また一方からは必要でありますので、全体的な取り組みの中でやっぱり進めていくべきだろうと思います。短い時間ですべて改善をするということは、なかなかできにくい状況ではありますけれども、関係部署と相談しながら進めていきたいというふうには考えています。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 ご指名でございましたので。議員からご指摘があるまでもなく、十文字中学校の生

徒も十文字西中学校の生徒も大変頑張っております。と、ほかの学校が頑張っていないということではなく、ほかの中学校の生徒さんたちも大変頑張っております。横手市はみんな頑張っているなど、私は認識しています。さらに統合によって、もっとよくなるかという話でございますが、我々はもっとよくすべく努力をし、案を出していると、結論から言うとそういうことであります。

何をもっとよくなったかということになりますと、例えば数値学力だとかというのは、判定したりする年度の対象が違ったりしますので、去年50点が今年51点になったからよくなったとか悪くなったとかという話ではないと思っています。

それで私どもが目指しているのは、この議会に最初に登壇した日に阿部議員からのご質問がありまして、そのことにお答えしたことを今思い出していますが、私どもが考えているのは、適正規模という言葉、これもいろいろ何回も出てくるわけですが、後期高齢者医療制度と同じで74歳と75歳と、どこがどうというので、適正というのは目的に応じて、やっぱり動きやすいようにということが適正ということでありまして、中学校の場合は、例えば中学校の年齢にふさわしい知徳体の伸びを十全に保障するような、さまざまな活動ができる状況にするというのが適正だというふうに、簡単に申せばそういうことでありまして、例えばこのごろやはり情勢が変わってきたのは、この学校に中学生として選択できる学校が2種類出てきた、その状況の中でいろいろと情勢が変わってきたこともあります。例えば運動をうんとしたいという生徒が、自分の一番近い学校に私のやりたい部活がないだとか、そういう状況で別の学校を選択していくという状況も確かにあるわけです。

私どもは、横手市立の中学校がそういうものに十分耐えていけるような規模と申しますか、そういう状況をつくり出すことが私どもの仕事だと思っていますので、重ねて申し上げますけれども、知徳体のバランスよく育つような状況を何とかして整えたいということで、今の十文字と十文字西中、将来にわたっての話ですが、西中の統合を提案させていただいているというふうにご理解いただきたい。もちろんもっとよくなる、もっと頑張れるような状況をつくり出せるように、我々もやっぴいかなければと思っていますところでもあります。

以上です。

○田中敏雄 議長 齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 何か、やっぱり一般質問のときに出しますね。非常に私としては、これが例えば横手市の北部、大森、大雄、雄物川、ああいう方面のお母さん方、お父さん方と話す、非常に学校統合について議論が深まっているのかどうか分かりませんが、理解があると。でも当地区については井の中の蛙かもしれないですけども、住民要望の形の中で出てきた学校統合案ではないんですね、この案。だからそういう部分の中で、確かにわかるんですよ、教育長の言うとおりによくしたい、やってやりたい、私だってそうであります。しかし逆に新市全体を見たときに、十文字中学校と十文字西中学校の統合が一等最初だということが、私は理解ができないんです。ということは耐震はよく理解していないじゃないですか。そこにあるのは何か、少なくとも横手市以外で2つの中学校を持っている

ところは十文字ぐらいしかないじゃないか、数的に統一してしまえ、私はそこが子供の下に見え隠れしているのではないか、意外と疑い深い性格の男でありまして、そう思っているわけです。

だからこそ、この金のないときにやるべきは、まずは危ない学校です。地震が来てぐらぐらして倒れてしまったら大変だ、そういう中で制度的に物すごく有利なものがあったときに、これを組み替える勇氣、それこそ部長の話でないけれども、知恵を出す知恵、それがないとできないと私は思うんであります。その中で、果たして十文字中学校と十文字西中学校の統合に非常に大きなお金を使ってもらえる、そのことによって地域民も感謝をしている、それもあるんですよ、実際に。しかしながら、新横手市において、今、義務教育というものを考えたときにやらなければいけないのは、地震が来たときに危ない学校に手をかけることが一番先ですよ。私はあえてそう言います。そのことについての認識を、市長、どう思いますか。市長にお聞きします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど教育指導部長も答弁いたしましたけれども、今のご指摘の制度が最近にわかに出てきた制度でありまして、この学校統合計画とリンクして検討した経緯はございません。これからの検討にはなるとは思いますが、しかし学校統合計画全体に影響をどの程度及ぼすかというのは、今現在ではわからない。しかしご指摘のとおり、この制度を我が地域で必要とするところに必要なタイミングで活用するというのは指摘のとおりだと思いますので、これは喫緊の検討というものをしなければいけないと思っている次第でございます。時間をいただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 ほかに。質問でしょう。16番。

○16番(齋藤光司議員) 今、質問でしょうと言われましたから質問しますが、市長の今の答弁の中で検討させていただきたい、検討していくんだ、しかしながら、今この条例が提案されていますね。これが通ってしまった、どういうわけか、それこそ皆さんのお考えでこれは通る、通らない、決まるわけでありましてけれども、通ってしまった。そうしたときに途中変更というものができるのかどうか、やっぱり逆にさっきの道路でもなんでも言いましたが、これから協議、手法が違うんじゃないか。ある程度決めて、少なくとも外堀も内堀も埋めて、それから提案なされるのが筋であって、逆に外堀も埋まったか埋まらないかわからないけれども、地区住民の中で反対がなかった、あえて学校とPTAに反対していた人はいないですよ。

だから、そういう中でさまざまな意見があるということも事実でありますし、まだまだ私は準備不足だ、そういう中でこの事業は拙速ではないか、そのように思っている中で、これが通ったときの変更はあり得るのかどうか。通っていった、これ非常に今の学校耐震で財源も非常に有利で、これは山内からかかっていけないとできない、あるいは横手西中学校からかかっていかなければいけないということがあり得るかどうか、そこについてご答弁をお願いします。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 あり得ません。先ほども申しましたが、耐震の問題と横手市全体の適正な学

校規模に統合していくという発想は別次元であります。たまたま今耐震が問題になりまして、補助金が非常にいい形でいただけると。これはこれで利用させていただきます。しかし基本的に今統合させようという理由は、先ほど教育長もお話ししましたように、特に中学生にあっては、学校の中で自分の学習活動を最低限選択できる、わかりやすく言えば、ある程度自分のやりたい部活もできる、学習もできる、そういった規模にしていく必要があるのだという強い信念がございます。

その点に関しての統合スケジュールでありますから、今、十西よりも横手西が先になるかということではないんだらうと思います。このスケジュール案について、この後さまざまな話し合いを詰めていきまして、できるだけこの案で実施ができるように今努力するのが私たちの務めだらうというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第111号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第111号財産の取得について説明申し上げます。

本案は、小型動力消防ポンプ14台を購入するためのものであります。契約の方法であります。指名競争入札であります。指名は3社に指名いたしまして、1回目で落札いたしました。購入金額は1,988万7,000円、購入の相手方は湯沢市の株式会社旺住であります。以上よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 小型ポンプの14台の更新であります。今までですと地元、旧横手市内の業者がほぼ100%落札しておったわけですが、今回競争入札ということで湯沢の業者が入っております。この後、導入した後、故障等メンテナンスはいかがなされるのか、やはりこの買ったところに持っていくのか、この点を1つお願いしたい。

それから、2点目ですが、今ほとんど小型ポンプでも、運搬車、積載車がセットで乗っておりますけれども、この14台についてはそれはどうなっているのか、この2点をお願いします。

○田中敏好 議長 総務企画部長。

○鈴木信孝 総務企画部長 メンテナンスということですが、湯沢から来ていただいて、ちゃんと対応していただくという。

それから、積載車についてはちょっと今、手元に詳細なものはありませんが、計画的に導入するよう

に消防団団長連絡協議会とも協議しながら、できるだけ整備したいというふうに考えていますが、何しろ積載車そのものよりも消防ポンプのほうが最初ということで、今進めております。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ほかに。8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 14台購入、横手市全体ですから、どこに何台というふうな形で配分になるんだろうというふうに思いますけれども、これは機械ですから、多分調子のいい機械あるいは悪い機械、そういうのがあると思うんです。先に壊れるもの、あるいは長もちするもの、そういうふうなものも調査をしながら更新をなさっているのか、あるいはただ単なる年数だけでそういうふうな形でやるのか、あるいは非常にいい機械でもったいないなというふうなポンプの更新はないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、もうひとつ、この間たまたま植田地区で、大清水ですか、植田小学校の前ですけれども火事がありました。私も昔消防団だったものですから、当然一緒に行って水を揚げたわけなんですけれども、その際に穴が空いておったホースがあった。そういう話はよく聞かされておりましたので、こういう場ではなかったんですけれども、ぜひ更新をしてほしいというような話をしながら、何本か今回ホースが配給されるという話をお聞きしました。しかしよく実態を見てみますと、今配分されようとしている本数以上に、そういう傷んだホースが多いのではないかなというふうに思いますので、そういうのもすっかり把握しているのかどうか、この2点、お願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ポンプにつきましては、基本的には購入年数でやっておりますが、具合の悪いものがあれば、連絡協議会のほうと協議しながら、変更なり何なりしながら整備していきたいというふうに思っています。

それから、ホースにつきましても、簡単に言いますと、そういうものについて市の事務担当側ですべてをやっているということではなくて、現場をあずかる消防団の皆さんと協議をしながら進めております。ただお金にも限りがありますので、順番をどうするかということを一生涯懸命皆さんで相談しながら、消防ポンプに限らず、例えば鐘楼の危ないものとか、それからホースの切れたものとか、そういうものにつきましても相談しながら進めていきたいと思っておりますので、この後も不都合な部分があれば皆さんで相談しながら、今計画しているほうではなくて、そちらの不都合のほうに回していくとか、そういうことを皆さんで相談してもらいながら進めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第39、議案第112号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第112号財産の取得についてであります。こちらのほうは十文字地域に配置する消防ポンプ自動車1台の購入契約であります。契約の方法は指名競争入札であります。4社指名いたしました。1社は辞退ということで、3社入札で1回で落札しております。購入金額は1,942万5,000円、購入の相手方は横手市の株式会社タカギであります。よろしくお申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第40、議案第113号秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第113号秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、大潟地区衛生処理組合が平成20年3月31日解散したことに伴い、組合の規約の変更をする必要があるために、関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお申しします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第41、議案第114号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第114号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、一般会計からの繰入額「2,424万円以内」を「2,518万5,000円以内」に改めようとするものでございます。

内容としましては、消火栓2カ所の修繕工事が必要でございますので、その経費として94万5,000円を追加繰り入れするものでございます。なおこの後、議案第125号で関連の補正予算を提出しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

3時45分を再開いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時45分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第115号平成20年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第115号平成20年度横手市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億800万円を追加いたしまして、補正後の総額を478億2,000万円に定めようとするものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、5ページになります。

第2表のとおり、十文字中学校統合事業を追加し、十文字中学校大規模改修事業を廃止しようとするものでございます。これは十文字中学校統合に伴う校舎の改修と小体育館の建設などについて、合併特例債を活用して整備することが可能になったため、起債を組み替えようとするものでございます。

6ページになりますが、ここではくらしのみちづくり事業外4件について、起債の限度額を補正しようとするものであります。

歳出から説明しますので、15ページのほうをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費に、議会管理費として136万6,000円を計上しております。これは議会運営委員会委員の研修視察に伴う経費を補正しようとするものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目一般管理費に、一般職員人件費として5億8,709万6,000円を計上しております。今回の補正予算では、平成20年4月1日の人事異動と7月からの特別養護老人ホームの指定管理に伴う職員の異動について、人件費の調整をし、補正しております。

この一般管理費の人件費では、ひとつ目として、平成20年3月退職者分の人件費を一括して一般管理費から減額していたこと、ふたつ目として、4月の機構改革で地域局の税務と防災担当が地域振興課付となったこと、三つ目として、指定管理に伴う特別養護老人ホームの事務職員人件費を、一括して総務管理費に計上したことなどにより70名が増員となり、大幅な人件費の増となっております。

その下の段の特別職人件費は、1,215万1,000円を減額しております。これは市長、副市長の給与減額に伴うものでございます。

16ページのほうをお願いします。

同じく総務管理費ですが、7目企画費に、上から4行目であります代替運行事業として1,027万4,000円を計上しております。これはバス事業者が9月で路線バスを廃止する上畑線、睦合線、大森線の3路線について代替運行するための停留所の設置経費や、バス、タクシーの運行委託をするための経費を計上しております。

次のページですが、10目電算情報管理費に住民情報系運用管理費として618万を計上しております。これは裁判員候補予定者名簿作成支援システム改修にかかわる経費でございます。

同じく2項の徴税费、2目賦課徴収費では、地理情報システム構築事業として5,956万7,000円を計上しております。これは固定資産税の賦課に地理情報システムを活用するもので、合併補助金を活用した事業であります。これまで地理情報のデータ化している横手・大雄地区に加えまして、平鹿、雄物川、山内地域の地理データを取り込もうとするものでございます。

続きまして、20ページのほうをお願いします。

3 款に移ります。3 款 1 項 6 目の社会福祉施設費で、特別養護老人ホーム特別会計繰出金を1億5,137万6,000円減額しております。これは7月からの指定管理に伴いまして、当初予算で計上しておりました2億4,940万4,000円のうち、指定管理に伴う調整額を減額しようとするものでございます。

その下の段では、養護老人ホーム人件費として3億798万7,000円を計上しております。これは指定管理に移行する4施設に派遣する介護職員など、76名分の人件費を一般会計から支出するために組み替えたものでございます。

同じページであります。2 項 1 目の児童福祉総務費に、児童遊園地維持管理事業としまして、169万5,000円を計上しております。これは横手地域、雄物川地域、十文字地域の児童遊園地で、緊急点検の結果、危険と判断された遊具を緊急に修繕するためでございます。

21ページですが、同じく児童福祉総務費に、乳児保育料支援事業として183万6,000円を計上しており

ます。県の乳児養育支援金支給事業が平成20年3月で廃止となりましたことから、市の子育て支援単独事業として、平成20年4月2日以降に生まれました0歳児の保育園に入所する世帯に対して、月額5,000円を支給するための事業費であります。

ずっと飛びますが25ページのほうをお願いします。

同じく6款ですが、2項林業費、2目林業振興費に特用林産物生産施設整備事業として1億3,115万6,000円を計上しております。これは平成20年度農山漁村活性化プロジェクト支援事業として採択されました事業でありまして、市内の農事組合法人が整備するきのこ菌床を安定的に供給する施設整備に対する補助金でございます。

続きまして、次のページの7款に移ります。

1項2目の商工業振興費、工業振興対策費として774万7,000円であります。これは横手市企業振興条例の指定を受けました企業11社の除排雪に要した経費の一定額について補助するもので、昨年度の実績に基づいて支給するために、今回増額しようとするものでございます。

同じく、5目の温泉観光施設費に温泉管理費あいの温泉分として416万7,000円を計上しております。これは、今年3月にあいの温泉源泉ポンプが故障いたしまして、緊急にポンプの入れかえ作業を行いました。今後のトラブルに備えまして交換用の温泉用ポンプを購入した上、源泉についての保守管理委託もしようとする経費でございます。

29ページのほうをお願いします。

8款に移ります。4項6目公園費に、バリアフリー化緊急支援事業として2,000万円を計上しております。これは浅舞公園、真人公園、梨木公園の公園バリアフリー化を進めるために、測量、設計、並びに園路整備などを行う事業であります。この事業の実施に当たっては、公園事業費全体の中で調整し、横手公園、赤坂総合公園事業費を減額しております。

30ページの9款のほうに移ります。

9款1項1目常備消防費に214万5,000円を計上しております。これは新型インフルエンザ対策といたしまして、感染防止用の資機材を緊急に整備しようとする経費でございます。

次の10款でございますが、1項2目事務局費に学校統合推進事業として33万3,000円あります。これは西部地区中学校統合基本構想策定委員会、並びに横手地域小中学校の統合策定委員会の開催経費でございます。

32ページでございます。

2項1目の学校管理費に、大森小学校統合事業として960万8,000円を計上しております。これは大森小学校統合事業で既存校舎の外壁を補修する経費の補正でございます。

同じく、中学校費の1目学校管理費では、十文字中学校統合事業として2,436万5,000円を計上しております。当初予算では、十文字中学校につきまして、大規模改造事業として起債の義務教育事業債を充当しておりましたが、横手市の学校統合計画全体の中で、先ほど申し上げましたとおり合併特例債の起

債対象として認められましたので、改修事業に小体育館分の設計費を増額して事業を組み替えたものでございます。

34ページのほうをお願いします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、大会補助費として42万8,000円を計上しております。これは8月20日に平鹿相撲場で開催する東北学童相撲大会に対する補助金で、テント設置等に対する補助金を増額いたしまして、合計で62万8,000円を補助しようとするものでございます。

35ページのほうをお願いします。

12款の公債費に移ります。1項公債費に元利償還金利子、合計で1億258万6,000円を計上しております。これは特別養護老人ホームの指定管理に伴いまして、特別会計で予算化いたしておりました公債費を一般会計に組み替える補正でございます。

このほか、4月の人事異動を予定した一般会計の人件費につきましては、37ページの給与費明細書に記載してございます。正職員で88名の増、非常勤職員で16名、合計で104名の増となりまして、一般会計では、人件費総額で4億5,925万円の増額となっております。

歳出は以上ですが、歳入に移らせていただきます。

戻りまして、8ページのほうをお開き願いたいと思います。

歳入のうち、14款国庫支出金では2億8,038万6,000円を計上しております。主なものは合併市町村補助金5,800万円、まちづくり交付金9,790万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として1億2,250万円などでございます。

20款の諸収入では、2億4,507万1,000円でございます。主なものは特別養護老人ホーム指定管理者負担分の2億2,951万円でございます。一般財源では18款の繰入金といたしまして老人保健特別会計から7,798万4,000円、財政調整基金から1億1,073万9,000円を繰り入れまして、収支の均衡を図っているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） 素朴な質問でございますので、2点ばかりお尋ねをしておきます。

ひとつ目は、20ページでございますが、民生費の児童福祉総務費の中で児童遊園地の維持管理であります。さっきの説明で、雄物川は十文字、横手という地区を出しておりますが、この間の説明で33カ所の児童遊園地、具体的に横手地区の場合については、私は児童公園という理解をしておりますけれども、名称は児童遊園地になったと思いますが、横手地域の主などういふところのどういふ遊具について、それを補正をしているのか。

それと同時に、国の補助というものがあるのかどうか、そういう点。

それからもう一点は、これは公園事業関係で、市長説明もあつたように都市公園のバリアフリー緊急支援事業、これも浅舞公園だとか梨木公園だとかという名称になっておりますけれども、既存公園の園

路、駐車場、園路の名称の定義はいろいろあると思いますが、大きくいえば赤坂運動公園の107号線が入る園路、あるいは横手公園に、そういう園路というのは道でありますので公園の道路だというふうに理解しましたけれども、例えば西ヶ坂史跡公園の横の園路、そういうものが該当になるのかどうか、今後5年間の計画ということになっておりますけれども、今後5年間の計画は、今のところどのような計画であるのかどうか、そういう点について聞いておきます。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 児童遊園地の維持管理事業についてご質問がありましたので、ご説明申し上げます。

名称は児童遊園地ということで、議員おっしゃられた都市計画事業上の児童公園とは異なるものでございます。市内には150カ所ほどの児童遊園地がございます。今回33カ所緊急点検いたしまして、そのうち本当に緊急を要する危険な遊具の修繕ですとか、一部撤去ですとか、こういうものを実施するものでございます。内訳は先ほどお話が出ましたけれども、横手地域が5カ所、雄物川地域が2カ所、十字地域が26カ所でございますが、これは内閣府の生活安心プロジェクト、4つの国民運動の一環であります子供の施設の安全点検、全国一斉総点検実施の通知に基づきまして、今般その点検を行ったものでございます。雪害による破損等も含め、修理しないと使えない遊具ですとか危険な遊具を確認しまして、修理不可能なものですとか危険性が高いものについては撤去すると、そういうことにいたしました。そのようなことで修理可能なもの、それから危険な遊具を点検したと、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 公園のバリアフリー化の関係であります。5カ年間の計画をいたしております。本年度が初年度ということでありまして、先ほど議員からもご指摘ありました真人公園、浅舞公園、梨木公園に着手をしようとしています。くだんの園路の件でありますけれども、これは今回は浅舞公園の公園の中の通路と申しますか、園路なわけですが、そこを車いすでも通れるように、今、大分前の施工ですので砂利と申しますか、車いすがなかなか難渋するような園路になっておりますので、今年度、来年度2カ年ぐらいかけて、とりあえず浅舞公園については園路のバリアフリー化、いわゆる車いすも通れるような通路の整備を図りたいと考えています。

それから、ご指摘になりました西ヶ坂公園につきましては、5カ年間の計画の中には現在は含まれておりません。今申し上げました3カ所のほかには、横手公園の一部、それから金沢の平安の風わたる公園の一部等々が今計画になっております。

主なものと申しますと、園路もあるわけですが、そのほかにはトイレですとか駐車場ですとか、そういうことで障がいをお持ちの方も車をゆっくりとめられる、あるいはトイレもちゃんと使えるというような、そういうバリアフリー化を今計画いたしております。いずれこの制度は都市公園が対象でありまして、先般も内部でちょっと話がありましたが、例えば大森公園ですとか雄物川の公園ですとかという

のは都市公園になっていませんので、残念ながら対象にはなりません。ということで、地域でいきますと横手、十文字、平鹿、増田の4つの地域の都市公園が対象になるということで、今進めています。

ただ、この5カ年間の計画もすっかり固まったわけじゃなくて、年度年度で多少の変更はありますので、西ヶ坂公園につきましても現地を調査して、必要があればメニューに加えることも不可能ではありませんので、これからの検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） ありがとうございます。わかりましたけれども、遊園地という具体的に横手地区の中で、主にどういうところの遊具が危なくて、緊急避難のために寄与するのか、それを聞いたんです。

それから、バリアフリーの関係については委員会でもいろいろお尋ねをしましたが、5カ年計画でやっていただくと補助金が国から来ると。歳入のほうでも、土木費の国庫補助金ということで1,000万円が入っておりますが、この金額はそうすれば公園費の中の国庫支出金の中に入るべきお金ではないでしょうか。

それからもう一つは、すぐその西ヶ坂史跡公園でありますので、ひとつ内容を十分に点検していただいて、山道も園路に該当していると思いますので、10年ぐらいそのままほったらかしておいてありますので、園路の道がないぐらい、かなりくたびれておりますので、その5カ年の間に計画に入れるように頑張ってください、そういうお願いをします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 児童遊園の修繕箇所具体的な箇所ということでございますけれども、横手地区につきましては、鶴巻町のちびっ子広場ですとか松山町のちびっ子広場、これは遊具の撤去でございます。それから修理につきましては、八王子地区にあります鉄棒ですとかシーソー、あるいは金沢のほうにありますけれども、安本のほうの塗装ですとか、さびとりですとか、そういうものでございます。それから、雄物川につきましては荒町にありますブランコ、すべり台の遊具の撤去移設などあります。それから南方の児童遊園のブランコの心棒の交換、こういったものであります。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 10ページのほうをご覧くださいと思います。10ページの下から2行目に都市公園バリアフリー化研究支援事業として1,000万円、国・県が増額になっております。それでその上になります。赤坂総合運動公園の補助金が500万円の減、横手公園のほう500万円の減、合せまして1,000万円で、相殺されましたので形としてあらわれてきていないと、そういう内容になっております。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 17ページをお願いします。電算情報管理費の中の、今、財務部長の説明の中で、裁判員制度のための費用であるという話がありました。この中で非常に新聞報道はされているけれども、どうもぴんとこない。しかしながら、その制度の運用開始日が始まっている、そういう中で今こ

ういう形の中で金額まで出てきた。これは時期が来れば必ず行かねばできないんだという新聞報道の中で、こういうものが今やられる中で、市としてのこの制度についてのかかわりはどれほどで、市民に対する周知というものは、指導する努力義務等があるのかどうか、まずそこについて1点。

それから、所管でないのもう一点お聞きしますけれども、34ページ、学校給食費であります。この間の新聞報道の中で、率、額とも秋田県の市町村の中で残念ながら横手がワースト、そういう部分の中で、本当に払えなくて払わないのか、そういう部分の中でのその認識をどうしているんだろう。ああいうふう到他町村と比べられてしまうと、どうもあまり名誉なことではないな、そういう中の流れをまず1点。

それから、もう一点でありますけれども、学校統合については計画書までこのように出してもらっておりますけれども、市としての経費の削減という部分については、給食センターの統廃合のほうが、実質的には市の財政に寄与するのではないか。だからこそ統廃合と絡めながらも、給食センターの統廃合計画もあってしかるべきだし、我々に教えるべきだ、計画があったとしたなら。その点どうなっているのか。

以上、2点お願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 裁判員制度の件であります、市がこういうことを裁判員制度の中でやりなさいというものはございません。市職員自身も裁判員制度そのものについて、要するに司法の側のもので、秋田の裁判所のほうから裁判所の方と、それから検察の方に来ていただいて、市の職員に対しても、裁判員になればこうですよ、ああですよというのを、むしろ説明を受けている。

それから市としては例えばチラシを入れるとか、あるいはちょっと記憶があいまいなんですけれども、市報のほうにもそういうのの紹介をしたかと思いますが、できるだけ住民の皆さんに知っていただくことは市としてやる必要があると思いますが、ただ市が何々をやりなさいということで来ている部分はございません。

今回の予算は、裁判所のほうで裁判員候補予定者をピックアップするために、そのシステムの中にもそういうものをちゃんと組み入れるというものでありまして、これが121万8,000円で、全額国からお金が来るものであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 議員ご指摘のとおり、新聞紙上にも未納の件について記事として出ておりました。合併後、横手市の実績といたしますか、収納率がおおむね98%前後であります。平成17年が1.7%、18年が2.0%、19年が2.3%の未納でありました。昨年横手市のPTA連合会に出席をさせていただいて、現状についてお話をさせていただく機会を設定いたしました。一様に皆さん、会長さんたちでありましたが驚いておりまして、今のこの現状を、まずは皆さんに知らせる広報活動も含めてやらなければいけ

ないなという反省を持ったところでありましたが、本年度は学校教育課に主幹級を1人、収納率向上のために頑張らせていただくという立場で専任として配置をいたしました。日常の業務が学校教育課のほかの職員に大変しわ寄せの部分がございますけれども、日常業務をやりながら収納率を上げるというのが、なかなかここ2年ほど様子を見ていまして厳しいものがございました。そういうことで、今年はそういった体制づくりをいたしました。もう少し具体的に目標値を詰めていって、今の未納の分については改善を図りたいなというふうに考えているところであります。

それから、給食センターの統廃合については全く同感でありまして、給食費等の値上げなども栄養士間の中では今計算するようにお願いしているところでありますけれども、その前に行政のほうとしてできる節約ということになれば、当然統廃合もかかわってくるんだろうと思います。そういった点で今、各給食センターの事情を考慮に入れながら、全体的な今後の進め方については十分検討している最中でありまして、もう少しお時間をいただければと思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） ちょっと歳入のほうでお聞きしたいんですけども、合併市町村補助金5,800万円ですけども、これの具体的な使い道というのは今回はないわけですが、これはどういうふうに使われるわけでしょうか。これは昨年度、国から随分計画より多額の補助金が来たわけですけども、この総額は今後、定期的にこの程度の金額は入るのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 お待たせして申しわけありません。合併補助金は総額で9億3,000万円であります。今まで使っているのが平成18年度が1億2,440万円、それから18年度から19年度に繰り越しした分が5億100万円であります。20年度につきましては今回5,800万円であります。ですから、ちょっと今、引き算あれですけども、9億3,000万円から今までのところ、それくらい使っております。

まず、今回の使い道は地理情報システムの導入であります。それから、今まで使っているものの大きいものでは、合併に伴う各種のシステムの統合事業、それから消防団の被服の関係、それからセキュリティー整備事業などが主なものであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） 学校統合のことについてちょっとお伺いします。1つ、31ページの統合推進事業、若干説明あったように思いますけれども、もうちょっと具体的な中身についてお願いしたいと思います。

それからもう一点、さっきの全協の中で9つの計画が説明ありましたがけれども、後でもらった資料によりますと、私がもらった資料ですけども、事業費の建築費の概算ですけども143億円、今のところだと思いますけれども、そういう数字が出ておりますけれども、財源についてですけども、これを

すべて特例債を利用してやるのかどうか、そうだとすれば財源中いろいろあると思いますけれども、その事業費に対しての特例債の割合というのはどのぐらいになるのかどうかをお願いします。

○田中敏雄 議長 教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 学校統合推進事業の33万3,000円についてでありますけれども、今後統合が予定されてございます西部地区、それから横手地区の中学校、同じく横手地区の小学校等、推進をしていくために総合基本構想策定委員会というのを各地区に立ち上げてまして、統合に向けてさまざまな課題について住民の方のご意見も伺いながら進めていきたいというふうに考えております。そのための委員の報償費がこの中に入っております。

もう一つは、大森小学校の今工事を行っているところでありますが、ちょうど生徒玄関のところ到校章がございます。それを新しいものにしたいということで、今、校章のデザインの募集を終わらせてこれから審査に入るわけですが、その委託料等が含まれております。

以上です。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 具体的に建築費の財源内訳、今手元に持っておりませんが、当然補助付きの事業費になりますので、補助を除いた部分を合併特例債95%充当、そういうふうに計画してございます。

○田中敏雄 議長 30番播磨議員。

○30番(播磨博一議員) そういうことだと思いますけれども、特例債関係ですけれども、学校統合だけでなく、市内にはこれからも特例債を充当する予定の事業をたくさん抱えていると思いますけれども、そこの兼ね合いがどうなるのか、かなり特例債を利用する額、多額になると思いますけれども、学校建設だけに財政的なものも含めて、そのあたりの兼ね合いを十分検討されて今の概算が出ているのかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、さっきの総合基本構想策定委員会ですか、その委員の方々はどういう方々で何人ぐらいになるのか、そこをお願いします。

○田中敏雄 議長 財政課長。

○柴田恒宏 財務部財政課長 合併特例債の今後の発行予定ということでございますけれども、合併時の建設計画と、それからその後作成した財政計画と、それから現在学校統合の事業費が出てきてから、今後どのような発行計画になるかというようなことでございますけれども、まず合併して発行限度額というのは544億円でございます。それで建設計画には七十数%見込んだわけですけれども、昨年計画した財政計画では、このうち53%、289億円と見込んでおります。この中で先ほどの学校等に100億円から120億円ぐらい発行するんじゃないかというふうに考えています。

それから、ごみ処理場の60億円等発行するというようなことございまして、二百数十億円のうちかなりの部分がまずこの部分で割かれると。そのほかに現在進んでおります横手の駅前の再開発、それからまち交等の事業にも発行しておりますので、そういうことからすれば、今後発行できる事業について

はかなり限られてくるというふうに現在のところ考えております。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。教育指導部長。

○伊藤孝俊 教育指導部長 策定委員会の人数でありますけれども、各地区のPTAの役員の方、連合会の代表者、それから各地区の区長、それから各地区の地域の代表者の方々を予定してございます。地区数を掛けてということになっておりますので、ちなみに西部地区の場合は、約18名ほどを予定してございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 2番土田議員。

○2番(土田百合子議員) 37ページにあります職員の手当の内訳の中の、時間外手当についてのお考えをお伺いしたいと思うんですけれども、2億3,000万円というお金がついておりますけれども、今、社会全体でもすごく過労死ということが言われておりますけれども、そういう視点から今後、市としての考えとして、この残業についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本的に残業はかなりあるわけですが、残業しないで仕事を的確に進める工夫をしてもらいたいということで職員には話をしております。さっきの行動指針ではありませんけれども、もっと工夫できませんかということでありますが、ただそれでも今まで進めてきた仕事のやり方というものなかなか、それぞれに同じ仕事でもいろんなやり方をしているところから、なかなか劇的には残業の時間外勤務手当というのは減らない状態にはなっていますが、例えば部分的に見ますと、ある職場では全体の中で残業手当が断トツトップだったところが、仕事のやり方を変えた結果、もう上位には顔を出さなくなったとか、そういう取り組みを今一生懸命しているところであります。

職員の過労死の件であります。基本的に必要なときには業務命令を出すわけですが、一方ではお金で払うだけではなくて休んでもらう、例えば土日出たときには、1カ月以内だったか何日以内に必ずその分を休ませるようにするというのも併せて一生懸命やっております。職場安全衛生委員会の中でも職員の働き過ぎによる部分とか、あるいは仕事のやり方が変わったり、今までの状況が変わったために悩むといえますか、そういうふうな状況などにも何とかして丁寧に対応していきたいなというふうに思っていますが、基本的に過労死なんかは出ないようにするために、まず休んでいただくということを一生涯やろうというふうに話し合っ、今進めているところであります。

○田中敏雄 議長 2番土田議員。

○2番(土田百合子議員) やはり少子化の一つの原因にも残業があり過ぎて、なかなかそういう部分にも関係があるというふうにも言われております。できれば果てしない時間の残業のやり方ではなくて、例えば時間の上限を決めて8時半までは帰りましょうとか、9時ごろまでは極力帰りましょうとかというふうな、ある一定の目標を決めてやっぱり挑戦していく中に、そういうふうな時間短縮というふうな形になっていくと思いますので、その点についてはどのようにお考えですか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 少子化のことは、職員が仮に休んでも奥さんが休みでなかったりすれば、なかなかうまくはいかないかもしれませんが、基本的には先ほども申し上げましたが休んでいただくということ。時間外につきましては、手当をお金のほうを節約することもあるんですけども、基本的に職員が休まないで仕事をして、なかなか効率的な仕事ができないだろうということで、休んでいただくということを一生懸命やっておりますし、このごろ若干守られていない部分もあるかもしれませんが、毎週水曜日はノー残業デーということで対応していくようにして進めております。

○田中敏雄 議長 2番土田議員。

○2番(土田百合子議員) 残業の状況というのは把握されていらっしゃるのでしょうか。市民の方から、最近非常に長く電気がついていて、市役所がある一定の時間内に消灯するべきではないかというようなご意見がございましたので、その点についてはいかがですか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 毎月各課ごと、あるいは個人ごとに把握をしております。特に、例えば課単位で多いところ、あるいは極端に申し上げますと個人で多いところについては、改善するための方策を検討していただいております。

以上です。

○田中敏雄 議長 高橋議員。

○24番(高橋勝義議員) 今回の補正は6億800万円なんですが、その中身を見てもと一般職の人員費が5億8,700万円、あとはほとんど行ったり来たりしている。そういう状況であります。その中で1つお聞きしたいのは、今回、特別養護老人ホームが指定管理者に移行になるわけなんですけれども、今回の予算で減額が1億5,137万6,000円、逆に人員費が76名分ということで3億798万7,000円になっています。この人員費については今後何年間継続するのかということと、指定管理者になったのですから、実際に市が今までより負担が少なくなったとか多くなったとか、そういうことがはっきり数字として出るのか出ないのか、その点。

それともうひとつは、児童福祉施設費というのがあります。これはほとんど地域の保育所の管理運営費で、あるいは人員費であります。旧横手市には公立の保育所はありません。例えば公立の保育所と私立の保育所等、これも例えば指定管理者にした場合はどういうことになるのか、どういうメリットがあるのかないのか、その辺を教えてください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 人員費の件につきましては、見かけ上は一般会計のほうで多くなっているということになってはいますが、それは今トータルでは確実に人員費は減額しています。特別会計側にいた職員を、今回は一般会計側に措置するということでの増額のように見えるものでありますので、何とかご理解をいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 公立の保育所につきましては現在10カ所、ほかにへき地保育所が2カ所ほどございますけれども、公立の保育所が指定管理に移行して民間の運営になった場合どうなのかというお尋ねでしたけれども、金銭上の財政的な建築の試算はいたしておりませんが、民間の持っているノウハウですとか専門性、いろんな迅速的な面でのメリットというのはあると思います。そんなに公立の保育所と私立の保育所との対応、運営上の違いというのは余りないのではないかなと思っております。以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに。

○24番(高橋勝義議員) 例えば、特別養護老人ホームの指定管理をしたときの何かいいことは、この短期間で。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 指定管理をした場合ということですが、現在一般会計から特別会計のほうに、そうでない施設もありますがお金が入っています。最終的にはそういうものがなくなるということですので、トータルでは市としては財政的な面から見てもメリットがあるということです。それから、職員については、4年間で全員市のほうに引き上げて市のほうの仕事をしてもらうということにしていますので、4年間で計画的に職員を引き上げるということにしています。

なお、7月からですが、7月では基本的には事務職員は全員市のほうに引き上げます。現場のサービスに影響のないように緩やかに移行できるように、福祉職の方々につきましてはその後、全部で4年間で市のほうに引き上げるということになっております。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) 今の高橋議員の関連ですけれども、7月から引き上げる、引き上げたときに、例えば人数的には福祉職ではないから一般職であるから、数はそんなに多くはないと思うけれども、例えば100人の仕事を引き上げてきたことによって、100人でできるやつを105人でも110人でもやると、そうした場合に、しかたない経過措置かもしれないけれども、行革の精神に一時的にでも逆行するんじゃないかと。だから仕事があるのかどうか、来たときにね。ポストはあっても充て職であったら何にもならないだろうし、そういう部分の中で、今、土田議員が言ったとおりに、例えば目に見える形の中で残業手当等が減る。そういう形の中での説明がつかないといけないと思いますけれども、そこらあたりはどう考えて、どうなさろうといこうとしているのか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今回の異動、事務職員の引き上げにつきましては、もう4月の時点でそのことを念頭に入れて人事配置をしております。その結果、例えばそこに今までそこにいた非常勤職員がいなくなるとか、そういうふうな形で、来た分を全部今やっている体制から純増するという形ではなくて、

既に4月の時点で事務職員の引き上げを念頭において、今もう少なくしてやっているところ、あるいは6月いっぱいまで非常勤職員で対応しているところとか、そういうふうにして工夫しながら、要するに引き上げた結果、金だけが余計目にある、人だけが余計目にかかるということはないように工夫してやっていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成20年度横手市一般会計補正予算（第1号）は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本補正予算は34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の34人を議長が指名いたします。

◎会議時間の延長

○田中敏雄 議長 本日の会議時間を延長いたします。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第43、議案第116号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第116号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,242万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億3,538万3,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願ひます。

2款1項療養諸費の1億3,225万3,000円の増額につきましては、平成19年度の給付実績による給付費等の見直しと、退職被保険者の移行に伴う補正でございます。

次に、3款1款1目後期高齢者支援金、並びに4款1項1目の前期高齢者納付金につきましては、当

初予算において国からの概算額を計上いたしておりましたが、平成20年度の支援金が確定したことによる補正でございます。

次に、5款1項老人保健医療費拠出金は、平成20年度の拠出金が確定したことによる補正でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページ6款1項1目介護納付金につきましても、平成20年度の納付金が確定したことによる減額補正であります。

11款の償還金につきましては、19年度退職者療養給付費の確定による支払い基金への交付金の返還に充てるための補正でございます。

次に、12款1項1目の予備費は3,998万4,000円の減額補正をいたしております。これは当初予算において保険給付費の2%相当を計上しておりましたが、国保税の積算にあたり所要額の調整を行ったために、1.4%に減額する補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は5億7,103万1,000円の減額補正をいたしております。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税は5,024万5,000円の減額補正をしております。これは本定例会に提案しております国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の国民健康保険税率に基づき計上いたしております。現年課税分の1人当たりの課税額につきましては、一般被保険者の医療給付費は4万9,593円、後期高齢者支援金分は1万8,824円となっております。また退職被保険者の療養給付分は5万9,617円でありまして、後期高齢者支援金分につきましては2万3,318円となっております。

前年度の医療給付分と今年度の医療給付費分、そして後期高齢者支援金を合算いたしました被保険者1人当たりの比較では、前年度より6,747円、率にして10.8%の増でございまして6万9,337円となっております。

それからまた、介護納付金分につきましては、一般が1万8,532円、退職が1万8,732円となっておりまして、平均は前年度より額にして2,025円、9.8%減、1万8,559円となっております。

それから、現年課税分の収納見込み率につきましては、前年度と同様、先ほどもご説明いたしました国保税の課税算出にあたり、一般、退職、合計の加入平均で、収納見込み率を92%として積算しております。予算上におきましては、一般被保険者が91.6%、退職が96.62%で積算しております。

以下、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、次ページの県支出金につきましては、歳出で説明いたしました事由による補正でございます。

それから、9款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、9,999万9,000円の増額補正をいたしております。これは繰越額の減少、それから特定健診等にかかわる新たな負担増、それから後期高齢者支援金の負担増、そして被保険者の大幅な減少などの理由によりまして、この結果、国保税の引き上げ

が見込まれるということで、急激な負担増を調整する必要があると判断いたしまして、財政調整基金から1億円の繰り入れを行おうとするものでございます。

次に、10款の繰越金につきましては、平成19年度の決算見込みによる繰越金の補正でございます。18年度と比較して1億5,200万の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第44、議案第117号平成20年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第117号平成20年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,983万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億5,136万2,000円に改めようとするものでございます。

歳出についてご説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

1款1項1目医療費交付金、それから2款1項1目医療費負担金、3款1項1目老人医療費負担金、これらはいずれも平成19年度決算見込みによる過年度不足分を増額補正したものでございます。

7ページをお開き願います。

歳出の説明ですが、2款1項1目償還金、そして2款2項1目の一般会計繰出金につきましては、いずれも平成19年度決算見込みによる超過繰入分の返還にかかわる増額補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第45、議案第118号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第118号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億5,781万4,000円を減額し、補正後の総額を9億1,277万8,000円に改めようとするものでございます。

このたびの補正は、先の3月市議会定例会におきまして、公の施設の指定管理者の指定の議決をいただいた横手市直営の特別養護老人ホームいきいきの郷、雄水苑、憩寿園、鶴寿苑など、4施設の7月1日指定管理移管に伴う、7月分からの予算の減額が主なものであります。

初めに、歳出から内容をご説明いたしますので、10ページをご覧いただきたいと思います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費から2億3,317万8,000円を減額いたしております。これは指定管理に移管する4施設の人件費や施設維持管理費などの減額が主なものであります。

次に、11ページになりますが、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目通所介護事業費から4,961万5,000円を減額いたしております。これも同じく、指定管理に移管するいきいきの郷、鶴寿苑の2施設が行っているデイサービスにかかわる事業費と職員人件費の減額であります。

同じく2目であります。短期入所生活介護事業費から5,820万6,000円を減額いたしております。これも指定管理に移管する4施設の人件費やショートステイにかかる事業費の減額が主なものでございます。

次に、12ページになりますが、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費から5億639万1,000円を減額いたしております。これも同じく指定管理に移管する4施設が行っている施設介護サービス事業にかかわる事業費と職員人件費の減額などが主なものであり、白寿園の人件費減額につきましては、人事異動に伴う減員減給の調整であります。

次に、13ページになりますが、同じく3項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費から869万9,000円を減額いたしております。これも指定管理に移管するいきいきの郷の居宅介護支援事業にかかわる事業費の減額と、職員人件費の減額であります。

次に、13ページから14ページになりますが、3款公債費では、同じく指定管理に移管する4施設の建設債務等の元利償還金、合わせて1億172万5,000円を減額いたしております。移管4施設の公債費につきましては、先ほど財務部長がご説明しましたけれども、一般会計のほうに予算措置をしてございます。

次に、歳入ですが、前に戻りまして6ページの事項別明細書の歳入の表をご覧いただきたいと思っております。

1款サービス収入から8億449万円を減額いたしております。これも4施設の指定管理移管に伴う居宅介護サービスや、施設介護サービスにかかわる7月からの事業収入の減額であります。

4 款繰入金につきましては、公債費償還分繰入金など一般会計からの繰入金 1 億5,137万6,000円を同様に減額し、6 款諸収入では、介護支援計画作成受託料収入など194万8,000円を減額いたしております。以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第 119 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第46、議案第119号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第119号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計予算の歳出予算内の補正でありまして、総額に変更はございません。また内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減員減給の調整による減額が主なものでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為の変更でございますが、介護老人保健施設老健おおもりの通所リハビリテーション利用者の送迎車両の車種変更により、リース期間を6年間から4年間に短縮し、また限度額を450万3,000円から259万3,000円に変更しようとするものであります。

次に、歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

2款サービス事業費、1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費から26万5,000円を減額いたしております。これは人事異動による常勤職員1名減の人件費164万6,000円の減額と、これに伴いまして非常勤看護職員1名を雇用するための報酬131万2,000円の追加などがございます。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。

同じく2項居宅サービス事業費、1目通所リハビリテーション事業費から32万4,000円を減額いたしております。これは先ほどの債務負担行為の変更に伴います送迎車両リース料の減額などがございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第47、議案第120号平成20年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第120号平成20年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、平成20年度横手市居宅介護支援事業特別会計予算に62万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を994万5,000円とするものでございます。

内容について申し上げます。

5ページの歳出をご覧ください。

1款1項1目に、ケアマネジャーの承認に伴います人件費62万5,000円を増額するものでございます。その財源として同じ5ページ、歳入の前年度繰入金、同額62万5,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第48、議案第121号平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第121号平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年度横手市指定通所介護事業特別会計予算に62万円を追加し、予算の総額を7,394万7,000円に改めようとするものでございます。

主な内容についてご説明いたします。

5ページの下段をご覧ください。

歳出、2款1項1目でございますが、介護員の減による報酬40万8,000円の減額と、看護師の病気休暇に伴う看護補助員の賃金97万4,000円を増額するものでございます。この財源として5ページ上段の

前年度繰越金62万円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第49、議案第122号平成20年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第122号平成20年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをご覧ください。

本案は、平成20年度横手市障害者支援施設特別会計予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万8,000円を追加し、補正後の総額を2億5,819万7,000円に改めようとするものでございます。

このたびの補正は、人事異動に伴う人件費の減員・減給の調整と、生活支援事業利用者増に要する費用の追加、また収支の差額を予備費に措置し、収支の均衡を図ることなどが主な内容であります。

初めに、歳出から内容をご説明いたしますので、6ページをご覧くださいと思います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費から469万2,000円を減額いたしております。これは人事異動に伴う大和更正園及びユー・ホップハウス職員人件費の減員・減給の調整などによるものでございます。

次に、2款サービス事業費、1項サービス事業費、1目サービス事業費から54万1,000円を減額いたしております。これは大和更正園が行っている地域生活支援事業の日中一時支援、放課後支援サービス利用者、それぞれ1名増加に要する事業費77万8,000円の追加と、ユーホップハウス利用者の送迎用リース車両廃止に伴う使用料の減額75万2,000円などでございます。

次に、歳入ですが、前に戻りまして4ページの事項別明細書の歳入の表をご覧くださいと思います。

1款サービス収入に8万7,000円を計上いたしております。これは大和更正園の地域生活支援事業の日中一時支援、放課後支援サービス利用者の負担金であります。利用者はそれぞれ1名ですが、負担割合は1割となっております。

4款繰入金の79万1,000円の追加でございしますが、この地域生活市支援事業にかかわる市の負担分を一般会計から繰り入れするものであります。市の負担割合は9割となっております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第50、議案第123号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第123号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ382万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7億9,525万8,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、1款の事業収入、3款の繰入金、5款の諸収入に、それぞれ記載のとおり補正を行うものでございまして、総額382万7,000円でございます。

歳出でございますが、次の6ページをお開きいただきたいと思います。

1款の施設経営費といたしまして、2目の雄川荘、3目さくら荘、4目ゆっふる、5目えがおの丘にそれぞれ人件費と施設経営費を補正するものでございまして、3款の予備費44万1,000円を加えまして、トータル382万7,000円でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第51、議案第124号平成20年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第124号平成20年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出の総額にそれぞれ126万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億963万円に改めようとするものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に126万2,000円を追加しようとするものでございます。いずれも人事異動に伴う増額となっております。

歳入でございますが、その上の4款1項繰越金の部分をご覧いただきたいと思います。今回、歳出と同額、126万2,000円を増額する予算となっております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議していただきますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第52、議案第125号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第125号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ178万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億6,074万1,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に84万2,000円の増額でございます。これについては人事異動に伴う増額となっております。

また2款施設費、1項施設管理費、1目維持管理費に94万5,000円の増額をお願いしておりますが、これについては消火栓修繕工事2カ所による増額となっております。

歳入についてでございますが、5ページをお開きください。

一般会計繰入金を94万5,000円及び前年度繰入金を84万2,000円に増額し、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第53、議案第126号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 議案第126号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、第1条歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ132万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を2億349万円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費7万7,000円の増額となっております。これにつきましては人事異動に伴う増額となっております。

2款1項1目維持管理費に124万5,000円の増額をいたしております。限定有効期限満了に伴うメーター交換委託料を、当初予算へ計上していなかったことによるものでございます。なお備品購入費等は当初予算に計上されておりましたが、委託料等が当初予算に漏れていたことによるものでございます。

歳入でございますが、同じページの繰越金132万2,000円を増額いたしまして、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第54、議案第127号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第127号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、189万5,000円の減額補正であります。

内容につきましては、6ページをご覧いただきたいと思えます。

4目の三枚橋地区であります。人件費として828万9,000円を減額いたしております。これは職員の1名減によるものでございます。その下の単独事業として630万円を計上いたしております。これは三枚橋地区の換地設計につきまして、いろいろ地域の方々から修正の要望が出ておりますので、今回、事業をより円滑に推進するために換地設計の修正をしようとするものでございまして、委託料に計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第55、議案第128号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第128号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,040万を増額し、総額をそれぞれ32億4,323万6,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正でございます。3ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。借換債の限度額を2億4,520万円から2億9,160万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法等に変更はございません。この内容でございますけれども、公営企業金融公庫資金の利率5%から5.5%未満の起債を、当初平成19年度で借りかえる予定となっておりましたが、金融公庫等からの関係で、20年度で借りかえするという事となったことによるものでございます。当初の予定から20年度に移行したことによる増額となっております。

それでは、歳出からご説明いたします。

8ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費でございますが、この中で補正額として3,905万円を計上しております。この内訳は、この4月の人事異動に伴う人員減による人件費915万円の減額、それから公会計制度移行に伴い財務諸表提出に備えた資産台帳整備委託料として一般管理費2,320万円の計上、それから下水道台帳システム整備事業2,500万円の計上であります。

同じく、1款2項1目管渠費では、今年度から整備される岩野目橋橋梁工事による下水道管渠の布設替えに伴う布設工事費用として207万2,000円を計上しております。

次の2款1項1目公共下水道事業費、次ページと同じく、2目特定環境保全公共下水道事業費では人件費を減額しております。

また、3款1項公債費では、繰り上げ償還に伴い1目元金、2目利子を合わせまして4,928万5,000円を計上しております。

次に、歳入の内訳についてでございますけれども、6ページをお開きください。

3款国庫補助金に、下水道資産台帳システム整備のための合併補助金を2,400万円計上しております。

8款市債には、繰り上げ償還の財源として4,640万円を計上しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第56、議案第129号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第129号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、2ページをお開きいただきますが、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。歳出予算のみの組み替えとなっております。

その内容でございますが、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費に、集落排水施設の資産台帳整備費用として委託料800万円を、2項2目処理場費に、生活汚泥の水分を測るための含水計の購入費として42万5,000円を増額し、2款1項1目集落排水施設事業では、今回の人事異動に伴う人員減による人件費842万5,000円を減額しております。ということで、歳出の4ページの事項別明細書の記載のとおり、歳出総額を当初予算と同額としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第57、議案第130号平成20年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第130号平成20年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額からそれぞれ76万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,928万2,000円に定めようとするものでございます。

歳出につきましては5ページのとおりでございまして、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

歳入についても、一般会計繰入金と同額減額することによる歳入となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第58、議案第131号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第131号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条では、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。市立横手病院につきまして、資本的収入では企業債を6億8,780万円追加するもので、公的資金保証金免除繰り上げ償還による平成20年度分の借換債でございます。

資本的支出では、企業債償還金として6億9,297万9,000円を追加するものです。これは繰り上げ償還に係る償還金6億8,794万8,000円と、平成19年度の借換債の借り入れにあたりまして、償還条件を変更したことから、償還金の額がふえましたので、その増額分503万1,000円を追加するものでございます。今回の借りかえは、昭和60年度借り入れ分の利率6.3%の起債と、平成2年度借り入れ分の利率6.6%のものを借りかえようとするもので、これによりまして今後の利息が1億6,000万円ほど軽減される見込

みでございます。

市立大森病院につきましては、資本的収入では企業債を1,180万円追加するものです。これは医療機器整備に充てるための起債でございます。

資本的支出では、建設改良費に1,619万7,000円を追加しております。これは超音波診断装置などの医療機器整備に1,319万7,000円、無菌製剤室などの施設整備に300万円を追加するものでございます。なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,016万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

第3条では、起債の目的、限度額を改めるもので、市立横手病院につきましては借換債を追加し、市立大森病院につきましては、医療機器整備事業債の限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第59、議案第132号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第132号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

第2条でございますが、収益的支出の予定額の補正でございます。収益的支出の総額15億1,321万7,000円から1,528万9,000円を減額いたしまして、補正後の額を14億9,792万8,000円に改めようとするものであります。

1 款1 項営業費用でございますが、1,528万9,000円を減額しております。この内容でございますが、人事異動による職員給与費で1,693万8,000円の減額でございますが、業務依頼人の直接雇用分164万9,000円を委託料へ組み替えし、トータルで1,528万9,000円を減額補正しようとするものでございます。

次に、第3条でございますが、資本的支出の予定額の補正でございます。資本的支出の総額16億6,646万1,000円に328万9,000円を追加し、支出の総額を16億6,975万に改めようとするものであります。

第1 款第2 項企業債償還金で328万9,000円を増額補正しております。この内容でございますが、平成19年度借換債に係る元利償還額が確定したことに伴い、所要額を今回補正させていただくものです。こ

の補正に伴う資本的収支の不足額328万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

次に、第4条でございますが、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月10日から6月15日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月10日から6月15日までの6日間、休会することに決定いたしました。

6月16日は午前10時より本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時25分 散会

